

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・処分等の現状

第1節 ごみ処理・処分の状況

1 ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

平成22年度における、本市の家庭系一般廃棄物の分別区分及び収集・運搬体制は表2-1-1に示すとおりです。

表2-1-1

区分		収集回数	排出方法	収集方式	収集形態
可燃ごみ		週2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集・一部戸別収集	委託
不燃ごみ		月2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集	委託
不燃性粗大ごみ		月2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集	委託
資源物	白色発泡スチロール・トレー	月2・3回 ※1	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	缶・ビン類	月2・3回 ※1	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	ペットボトル	月2回	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	牛乳パック	月2回	ひもで結束	ステーション収集	委託
	再利用ビン	月1回	コンテナ	ステーション収集	委託
	古紙類	新聞・チラシ	月2回	ひもで結束	ステーション収集・一部戸別収集
本・雑誌					
ダンボール・紙箱					
有害ごみ	乾電池	年4回	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	蛍光管・水銀				
	体温計				

※1 淀江町区域については月2回。

(2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において次の方法により、処理を行うこととしています。

- ・一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
- ・米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

(3) 直接搬入

中間処理施設に直接搬入することができるものについては、表2-1-2に示すとおりです。

表2-1-2

区分		搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ		透明・半透明の袋又は結束又はそのまま	米子市クリーンセンター	10キログラムあたり190円
不燃ごみ		透明・半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	10キログラムあたり170円
不燃性粗大ごみ		そのまま又は結束※1		
資源物	缶・ビン類	透明・半透明の袋		
	ペットボトル	透明・半透明の袋		

※1 搬入することができるごみは大きさ1メートル×1メートル×2メートル以内のもの。

(4) ごみ処理に関する管理・運営体制

平成22年度における、本市のごみ処理に関する管理・運営体制は表2-1-3に示すとおりです。

表2-1-3

処理区分	施設名	管理者	運営	施設使用市町村名	
中間処理	可燃ごみ処理施設	米子市クリーンセンター	米子市	委託(運転)	米子市、日吉津村、大山町の一部(※平成23年度から27年度まで大山町中山清掃センター処理相当分を暫定搬入)
	不燃・不燃粗大ごみ処理施設	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	委託(運転)	※境港市を除く鳥取県西部市町村(米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)
	灰溶融施設	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター	鳥取県西部広域行政管理組合	委託(運転)	鳥取県西部市町村(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)

第2部 ごみ処理基本計画

最終処分 ※鳥取県西部広域行政 管理組合が民間 施設に委託	環境プラント工 業一般廃棄物 第2最終処分場	環境プラント 工業(株)	環境プ ラント工 業(株)	鳥取県西部市町村 (米子市、境港市、日 吉津村、大山町、南部 町、伯耆町、日南町、 日野町、江府町)
--	------------------------------	-----------------	---------------------	--

(5) 中間処理施設

平成22年度における、本市の中間処理施設は表2-1-4～6に示すとおりです。

表2-1-4 焼却施設

施設名	米子市クリーンセンター	
所在地	米子市河崎3280-1	
管理者	米子市	
竣工	平成14年3月	
経過年数	9年 (H23.4.1 現在)	
設備及び処理 能力	焼却施設	全連続燃焼式機械炉 90t/24h×3炉
	灰熔融施設	プラズマ式電気熔融炉 29t/24h×1炉 ごみの焼却灰を減容化、無害化、有効利用する。
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機 4,000kW×1基 ごみを焼却したときに発生する熱を有効に利用し て、発電や給湯を行う。
処理対象物	可燃ごみ	

表2-1-5 資源化施設 (不燃物中間処理施設)

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	
所在地	西伯郡伯耆町口別所630	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
竣工	平成9年3月	
経過年数	14年 (H23.4.1 現在)	
設備及び処理 能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	破碎、選別、搬出 50t/日(5h)
	資源ごみ処理設備	選別、搬出 18t/日(5h)
	ペットボトル処理設備	選別、搬出 1.2t/日(5h)
処理対象物	資源ごみ(缶・ビン)、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、ペットボトル	

表 2-1-6 灰溶融処理施設

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター	
所在地	西伯郡伯耆町岸本字大成489-1	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
竣工	平成16年3月	
経過年数	7年 (H23.4.1 現在)	
設備及び処理能力	前処理設備	破碎、選別、乾燥 39t/日
	溶融設備	燃料燃焼式表面溶融方式 17t/日×2炉
処理対象物	ごみ焼却残さ(※1)、不燃物残さ、し尿汚泥焼却残さ、公共下水道汚泥焼却残さ(※1) ※1 米子市を除く	

(6) 最終処分場

平成22年度における、本市からの残さを処分している最終処分場は、表2-1-7に示すとおりです。

表 2-1-7 最終処分場 (民間所有)

施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場 (民間所有)
所在地	米子市淀江町小波441
埋立対象物	不燃残さ、焼却残さ、土砂、ガレキ等
総面積(開発面積)	55,010平方メートル
埋立面積	31,825平方メートル
埋立容量	489,657立方メートル
埋立開始年	平成5年9月
残余容量	166,673立方メートル (平成23年3月末現在)
埋立工法	セル方式
遮水設備	高密度ポリエチレンシート(t=1.5mm) ※法面部2重、底部2重(シート間はベントナイト工法による自己修復機能を有す t=50cm) ※漏水検知
浸出水処理	処理方式:生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+膜脱処理(RO膜)+活性炭吸着処理
	処理規模:120m ³ /日

2 人口の推移

本市の人口（行政区域内人口）は、平成16年度をピークに、緩やかな減少傾向にあります。平成22年度の人口は、149,941人であり、平成16年度と比べて約1%減少しています。

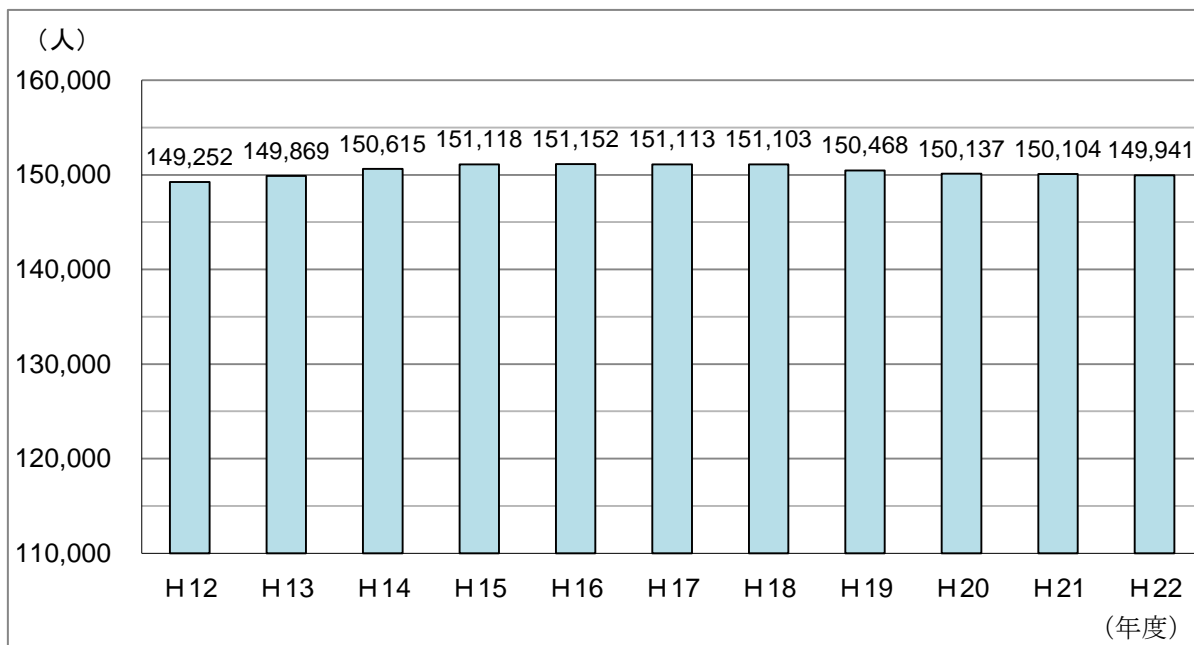


図2-1-1 人口の推移

* 各年度の人口は、年度末の行政区域内人口(住民基本台帳人口+外国人登録人口)

3 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の推移

平成22年度のごみ総排出量^(注1)は、56,435トン^(注2)、1人1日当たりのごみ排出量は、1,031グラム^(注2)です。

ごみ総排出量は、平成19年4月のごみ処理有料化実施を機に大きく減少しました。市民のごみの減量に対する意識が高まり、各家庭や事業所で減量の取り組みが進んだこと等により、平成19年度以降も4年連続でごみの量が減っています。平成22年度のごみ総排出量(56,435トン)は、ごみ有料化の開始年度の平成19年度のごみ総排出量(60,111トン)から約6%減少しています。

1人1日当たりの排出量も同様に平成19年度以降減少しており、平成22年度の1人1日当たりの排出量(1,031グラム)は、平成12年度(1,318グラム)から約22%減少しています。

(注1) 第1章「ごみ処理・処分等の現状」におけるごみ総排出量には、「事業系食品リサイクル排出量」を含んでいません。これは、第1次基本計画における目標値の設定の際に「事業系食品リサイクル排出量」が把握できなかったことから、「事業系食品リサイクル排出量」を除外して目標値を設定しており、その達成状況の検討に当たっても除外する必要があるためです。

(注2) 平成22年度は、平成22年の年末から平成23年の年始にかけての大雪による雪害倒木・枝木を米子市クリーンセンターで無料受入し、再利用しましたが、災害という特殊要因により発生したごみであるため、ごみ総排出量及びリサイクル率の計算から除外しています。

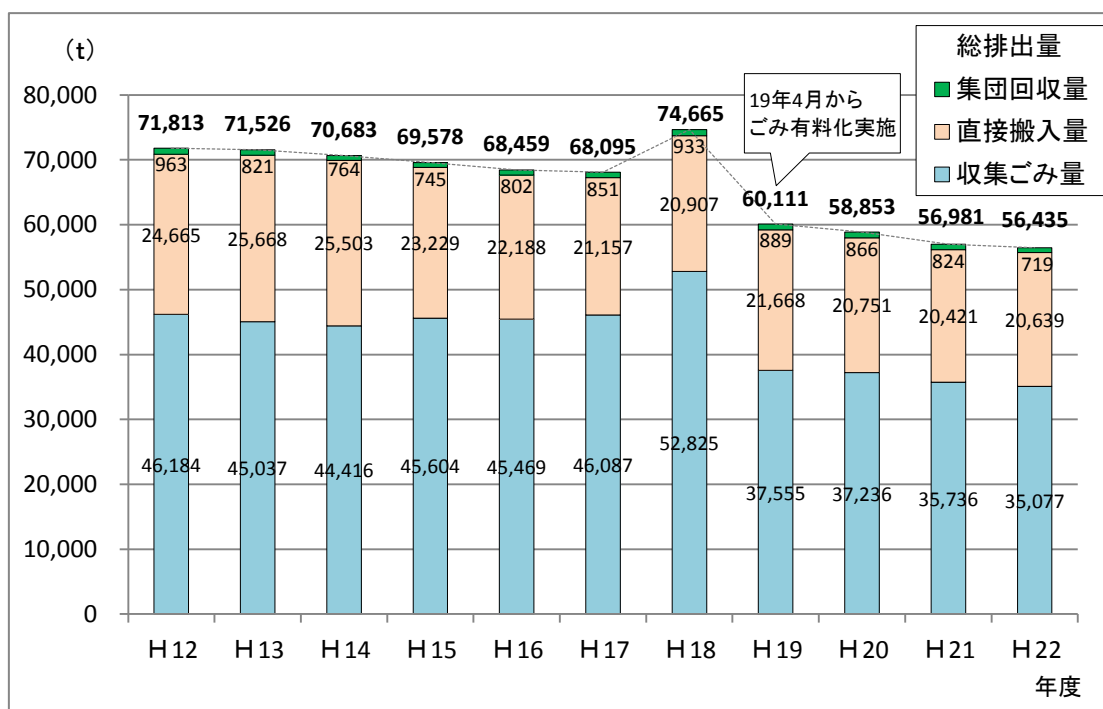


図2-1-2 ごみ総排出量の推移

- * ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
- * ごみ総排出量は、事業系食品リサイクル排出量を含まない数値

第2部 ごみ処理基本計画

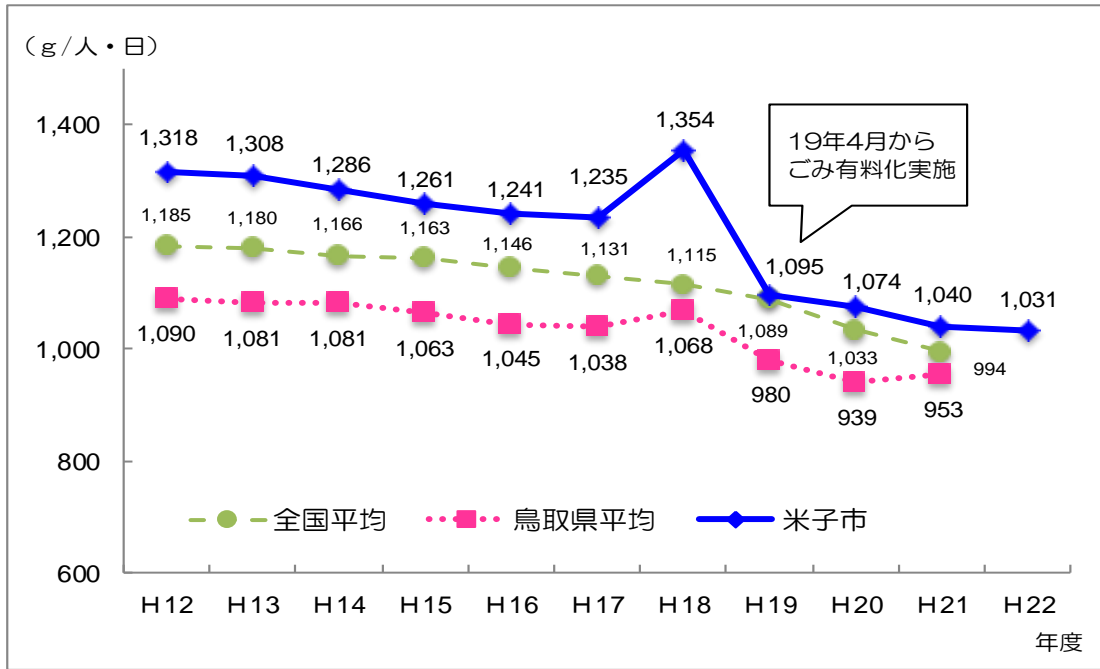


図 2-1-3 1人1日当たり排出量の推移

- * 1人1日当たり排出量=ごみ総排出量÷365÷人口
- * 全国平均、鳥取県平均の数値は、環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」による数値で、人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口を使用しています。米子市の数値は、図2-1-1の人口（年度末の住民基本台帳人口+外国人登録人口）を使用しています。

ごみの総排出量を排出形態別で見ると、平成22年度において、家庭系ごみが35,813トン、事業系ごみが19,903トンであり、家庭系ごみが約63%を占めます。

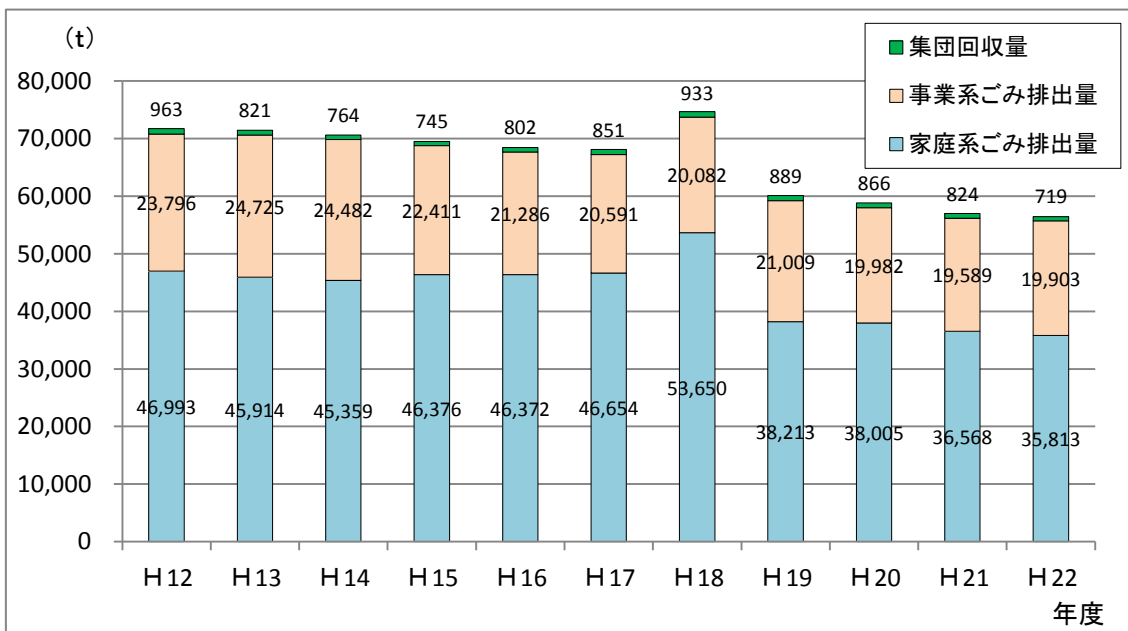


図 2-1-4 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移 (1)

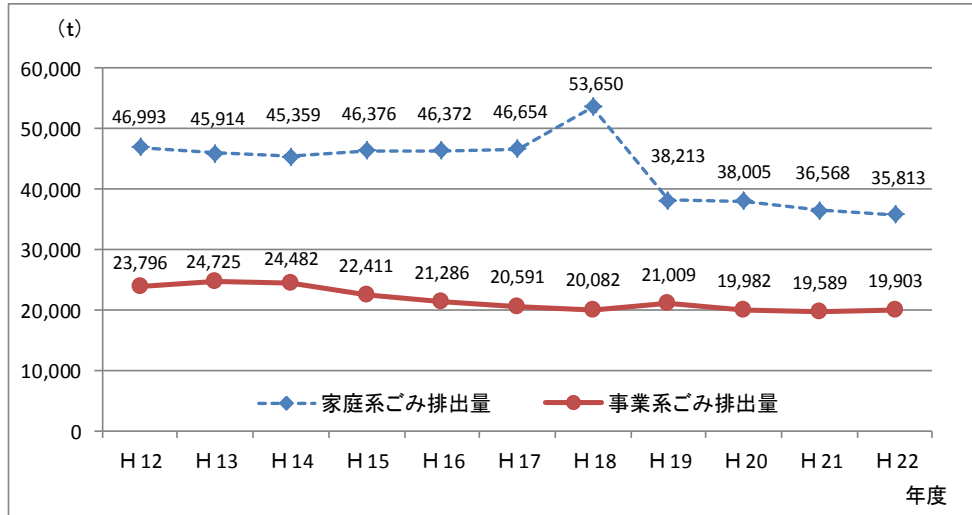


図 2-1-5 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移 (2)

ごみ種別ごとのごみ排出量の推移は、表 2-1-8、図 2-1-6～7 に示すとおりです。平成 19 年度はごみ処理有料化を実施したことで、すべてのごみ量が減少しました。その後、平成 22 年度にかけては、少しずつ減少するか、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-1-8 ごみ種別の排出量の推移

(単位:t)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
可燃ごみ	53,437	53,399	57,103	47,283	46,710	45,624	45,650
不燃ごみ	3,693	3,415	4,898	2,791	2,706	2,537	2,582
不燃性粗大ごみ	1,079	995	1,935	440	510	531	500
缶・ビン類	2,016	2,026	1,898	1,545	1,459	1,397	1,362
白色発泡スチロール・トレー	292	47	93	72	62	62	59
ペットボトル	284	286	297	278	267	260	260
牛乳パック	38	37	35	40	39	38	36
古紙類 ※クリーンセンター搬入古紙類含む	6,667	6,894	7,324	6,669	6,136	5,611	5,176
再利用ビン	71	62	63	46	39	34	31
有害ごみ	74	77	81	53	54	60	61
家電4品目	4	6	7	6	6	2	0
小計	67,657	67,244	73,732	59,223	57,987	56,157	55,716
集団回収	802	851	933	889	866	824	719
合計	68,459	68,095	74,665	60,111	58,853	56,981	56,435

* 上記の表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

第2部 ごみ処理基本計画

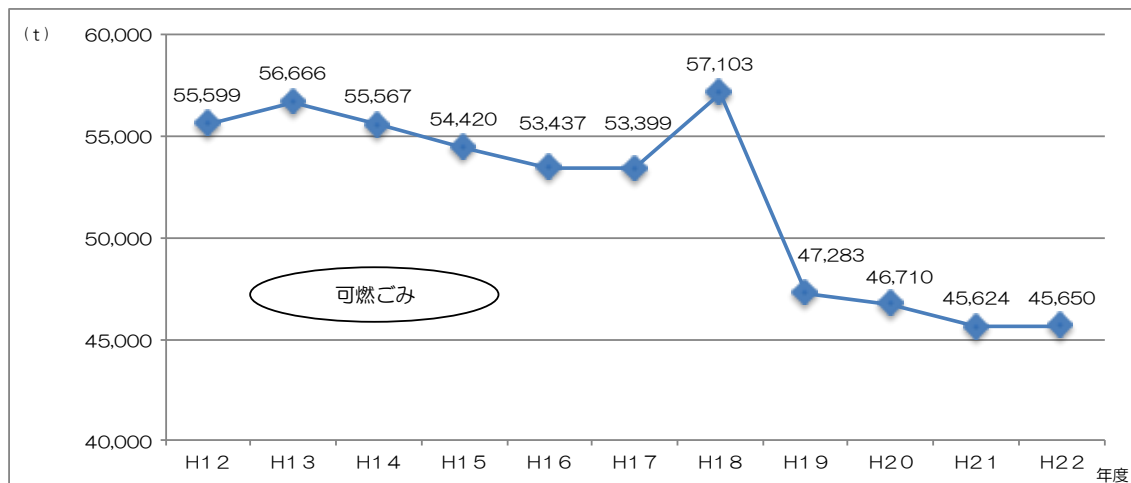


図2-1-6 可燃ごみの排出量の推移

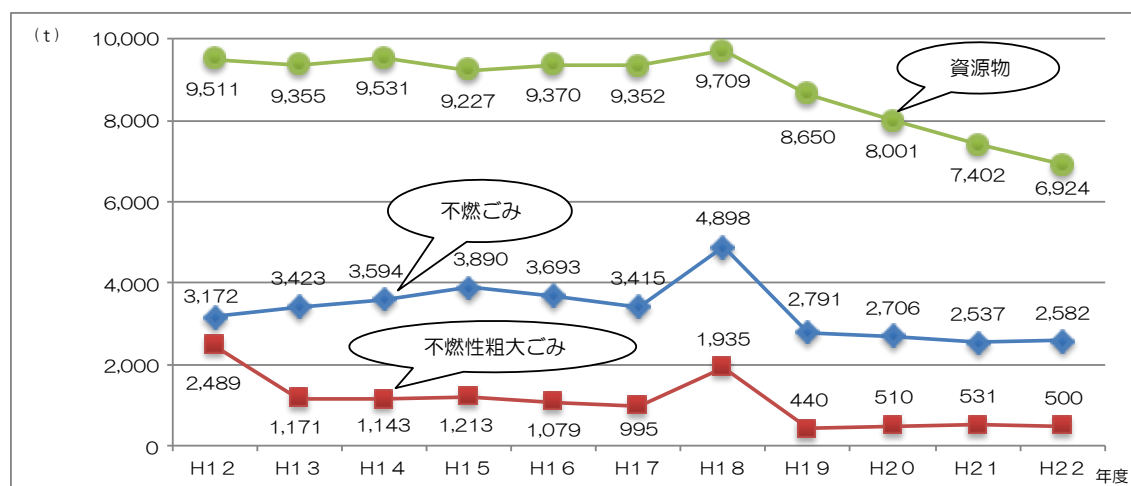


図2-1-7 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源物の排出量の推移

(2) 排出抑制目標の達成状況

第1次基本計画に基づく様々な減量化・資源化施策を実施した結果、ごみ排出量については、平成22年度実績において、第1次基本計画における目標値（平成12年度比8%の減）及び、ごみ有料化実施の際に想定した目標値（平成12年度比14%の減）を上回る削減（平成12年度比21%の減）を達成しました。

◆排出抑制の目標◆

(1) 第1次基本計画における目標値

平成22年度のごみ排出量を平成12年度より8%削減する。(平成12年度に71,813t/年あったごみ排出量を、平成22年度には66,069t/年に削減する)



[平成19年4月にごみ有料化を実施したため、目標値もごみ有料化を前提としたものとした。]

(2) ごみ有料化実施の際に想定した目標値^(注1)

平成22年度のごみ排出量 61,726t/年(平成12年度比14%の減)

(注1) 平成18年度の米子市廃棄物減量等推進審議会において、ごみ有料化の導入について審議した際に、ごみ有料化を実施した場合のごみ排出量を推計したものの。

表2-1-9 排出抑制目標の達成状況

	平成22年度目標値 (第1次基本計画)	平成22年度目標値 (有料化実施時の推計)	平成22年度実績
人口(人)	153,520		149,941
ごみ総排出量(t/年)	66,069	61,726	56,435
1人1日あたり(g/人日)	1,179		1,031
削減した割合(12年度比)	8%	14%	21%

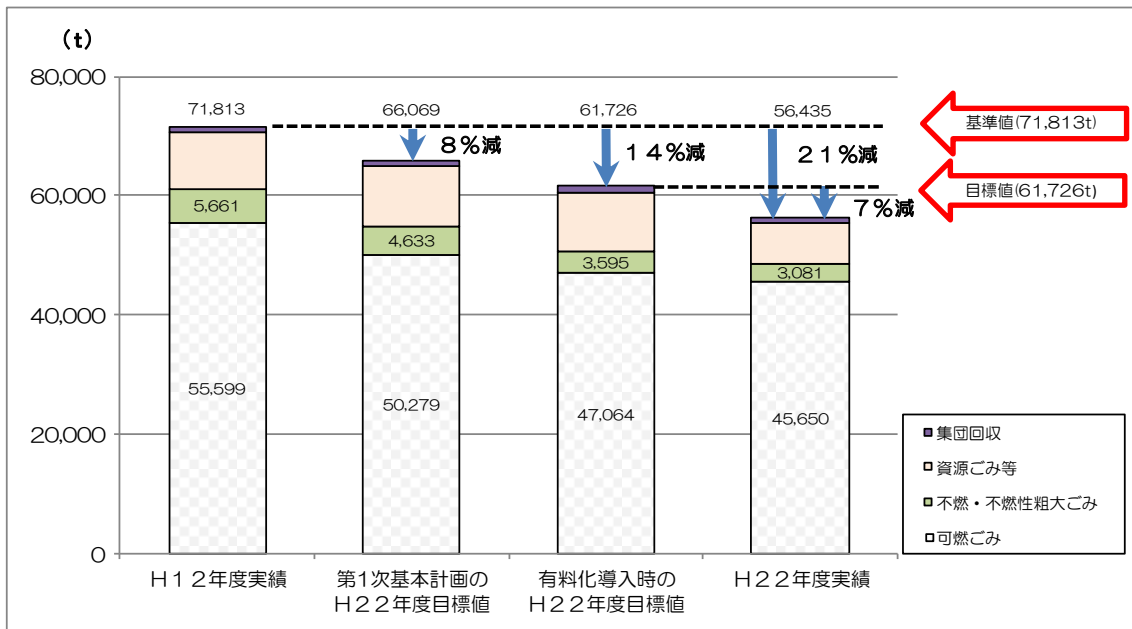


図2-1-8 排出抑制目標の達成状況

4 リサイクル率

(1) リサイクル率の推移

平成22年度のリサイクル率は、19.8%となっています。(注1)

※ リサイクル率とは、ごみの総量に対して、リサイクル（再利用・再資源化）された量の割合をいいます。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

* 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

平成19年4月のごみ処理有料化で、ごみの総排出量が減ったことと、可燃ごみや不燃ごみから資源物への分別が進んだことなどから、平成19年度のリサイクル率は、17.9%と前年比で約1.3ポイント向上しました。

その後、米子市クリーンセンターから発生した溶融スラグの再生利用を平成21年度から本格的に開始したことで、平成21年度は20.2%とリサイクル率が大きく向上しました。

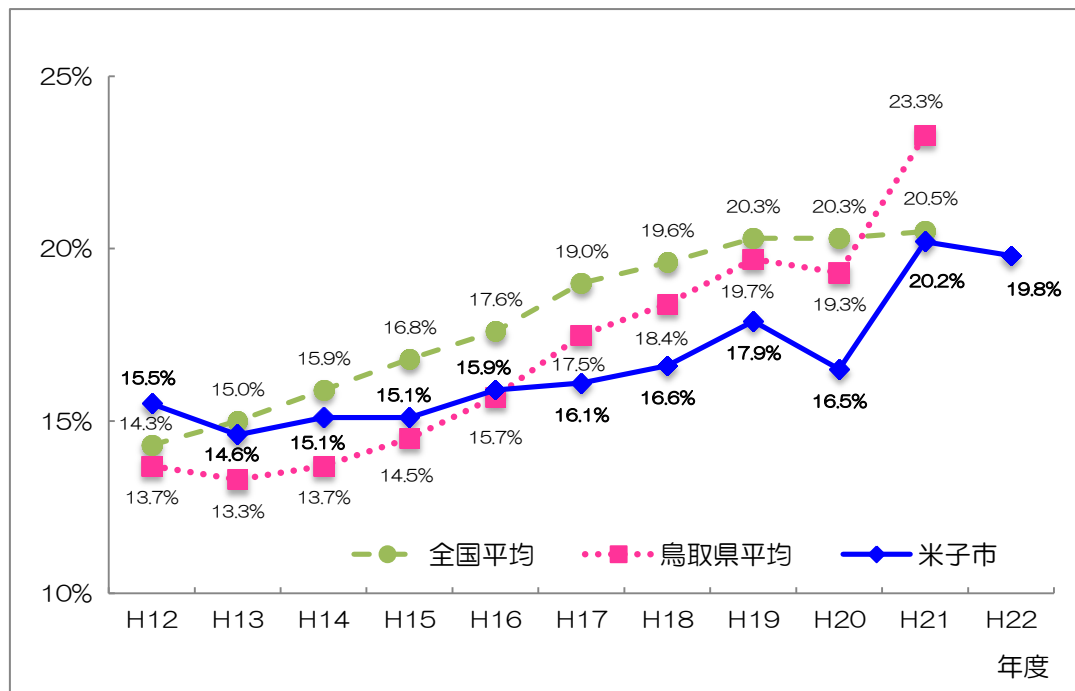


図2-1-9 リサイクル率の推移

* 出典：環境省『平成21年度一般廃棄物処理実態調査』

* 事業系食品リサイクル排出量を含まない数値で算出

(注1) 平成22年度は、平成22年の年末から平成23年の年始にかけての大雪による雪害倒木・枝木を米子市クリーンセンターで無料受入し、再利用しましたが、災害という特殊要因により発生したごみであるため、ごみ総排出量及びリサイクル率の計算から除外しています。

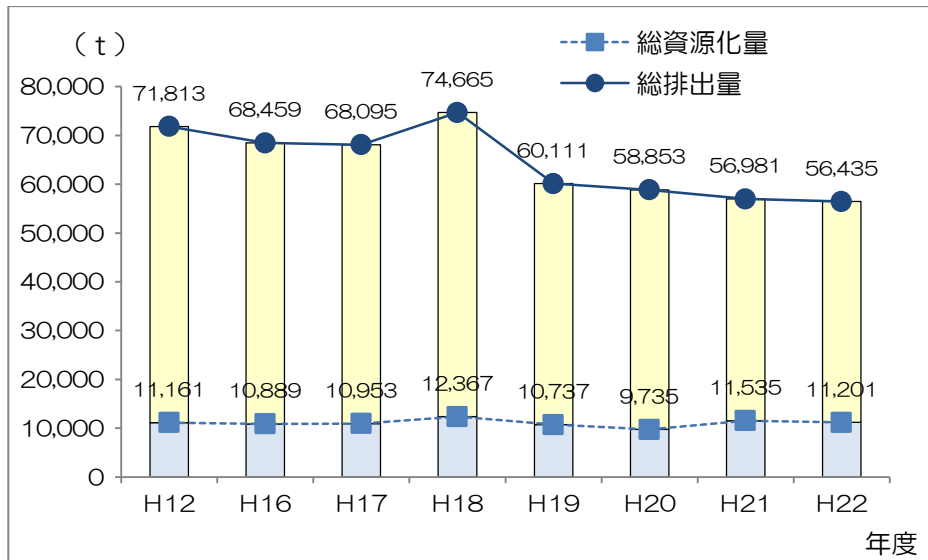


図 2-1-10 総資源化量の推移

(2) 資源化の目標の達成状況

リサイクル率については、平成22年度実績において、19.8%となり、目標値（21%以上）に近づきつつあります。

◆資源化の目標◆ *第1次基本計画における目標値
平成22年度のリサイクル率を21%以上とする。

表 2-1-10 資源化の目標の達成状況

	平成22年度目標値	平成22年度実績
ごみ総排出量(t)	66,069	56,435
総資源化量(t)	13,874	11,201
リサイクル率	21%以上	19.8%

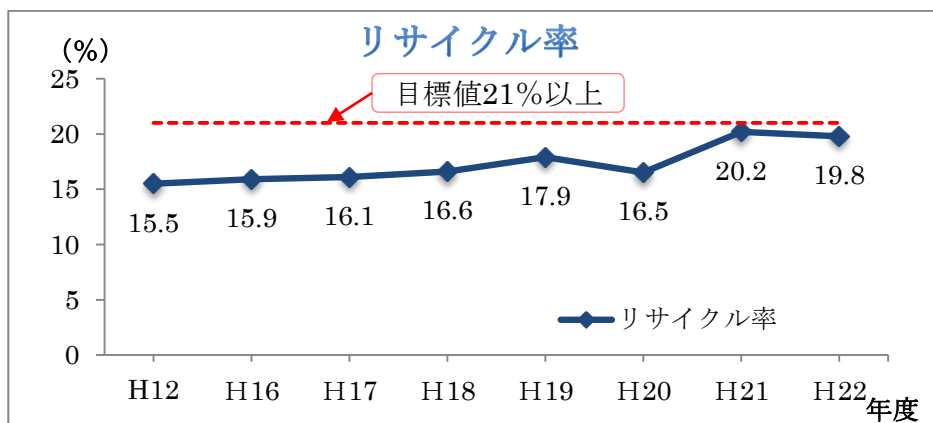


図 2-1-11 資源化の目標の達成状況

5 最終処分量

(1) 最終処分量の推移

平成22年度の最終処分量(最終処分場で埋立処分したごみの量)は、3,795トン、最終処分率(ごみの総排出量に占める最終処分量の割合)は6.7%となっています。

本市の最終処分量は、ごみ処理有料化でごみの総排出量が減ったことや、米子市クリーンセンターから発生した溶融スラグの再生利用を平成21年度から本格的に開始したことなどから、平成19年度以降、減少しています。

最終処分率は、平成19年度に一時的に上昇しましたが、ごみ減量化の影響で平成20年度以降、大幅に減少しています。

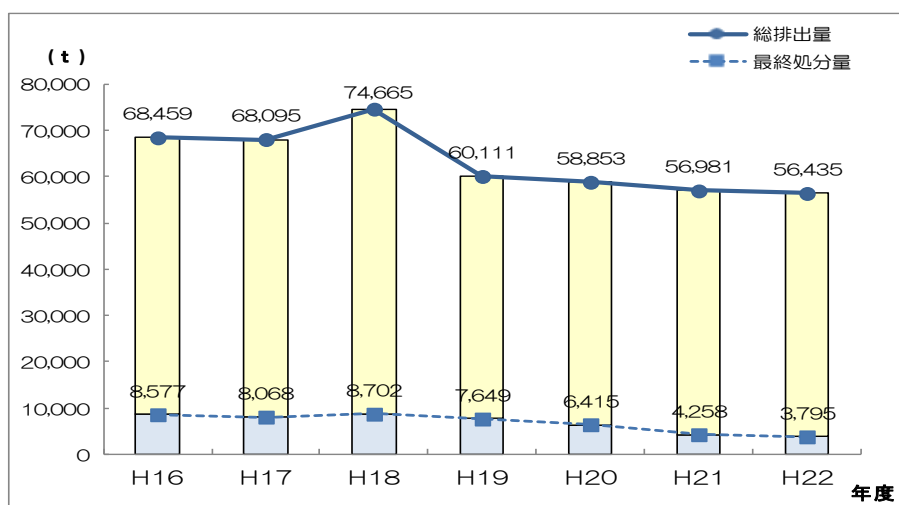


図2-1-12 最終処分量の推移

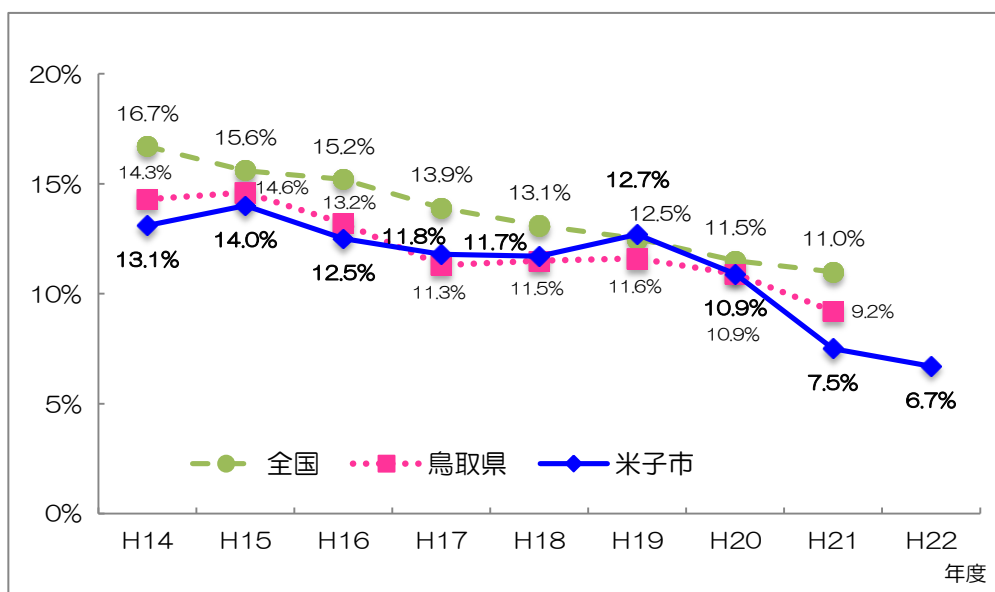


図2-1-13 最終処分率の推移

(2) 最終処分の目標の達成状況

平成22年度の最終処分率は6.7%で、第1次基本計画の目標値を達成しています。

◆最終処分の目標◆ *第1次基本計画における目標値
平成22年度の最終処分率を9%以下とする。

表2-1-11 最終処分の目標の達成状況

	平成22年度目標値	平成22年度実績
ごみ総排出量(t/年)	66,069	56,435
最終処分量(t/年)	5,982	3,795
最終処分率	9%以下	6.7%

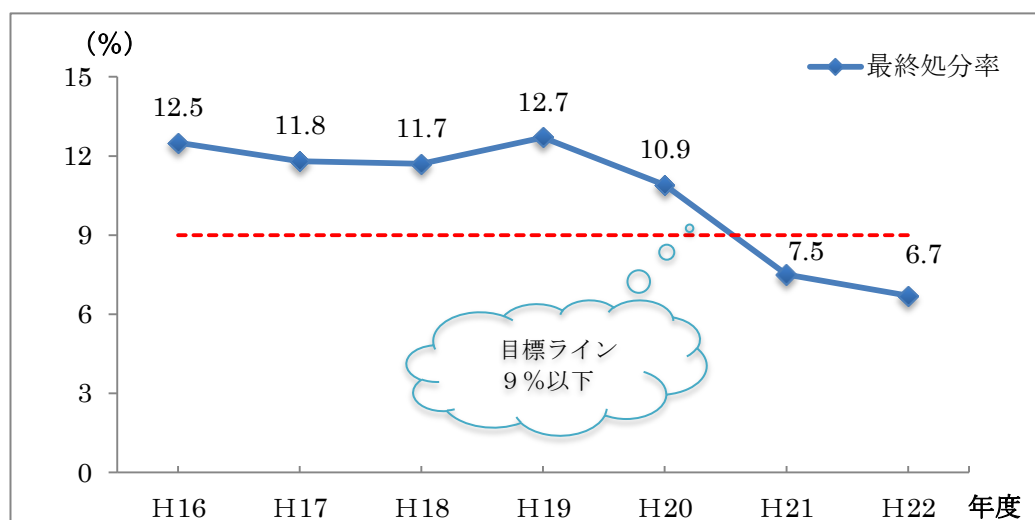


図2-1-14 最終処分の目標の達成状況

6 ごみ処理フロー

平成22年度におけるごみ処理フローは、図2-1-15に示すとおりです。

平成22年度ごみ処理フロー

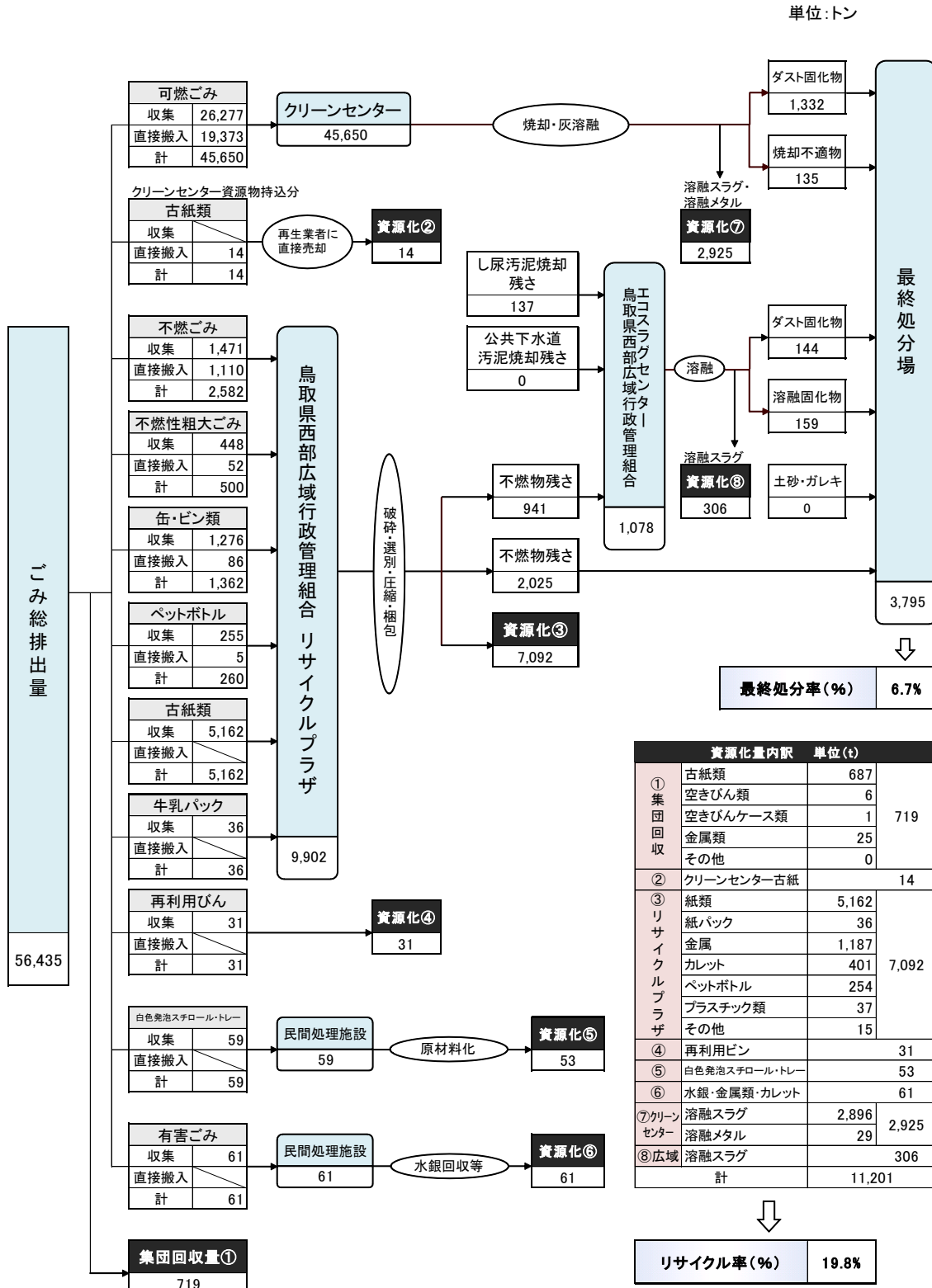


図2-1-15 平成22年度ごみ処理フロー

7 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費

本市の平成22年度のごみ処理経費は、表2-1-12のとおりで、全体の経費は、22.6億円となっています。

また、平成22年度のごみ処理に係る主な収入は、表2-1-13のとおりで、7.4億円となっています。

表2-1-12 ごみ処理経費（平成22年度）

処理費				その他 管理経費 (千円)	合計 (千円)
収集運搬費 (千円)	中間処理費 (千円)	最終処分 費 (千 円)	計 (千 円)		
549,707	1,328,103	108,195	1,986,005	276,276	2,262,281

(注)施設建設費は含みません

※経費の内容

収集・運搬経費…可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集・運搬に係る経費

処理・処分経費…クリーンセンター、リサイクルプラザ、エコスラグセンター等での中間処理・溶融処理及び最終処分場への埋め立て処理に係る経費

その他管理経費…事務職員の人件費、ごみ減量施策や不法投棄対策等に係る経費、指定ごみ袋の製造・販売経費 等

表2-1-13 ごみ処理に係る主な収入（平成22年度）

内容	収入（千円）	備考
ごみ処理手数料（指定ごみ袋と収集シールの代金）	314,852	
クリーンセンターへの直接搬入ごみの処理手数料	366,833	
クリーンセンター余熱発電電力収入	22,511	クリーンセンターで、ごみを燃焼したときに発生する熱を有効利用して発電を行っている。
溶融スラグ・メタル売払収入	14,165	クリーンセンターで焼却灰を溶融してできる熔融スラグと、副産物である熔融メタルの売払い収入
可燃ごみ処理費負担金	23,099	クリーンセンターに可燃ごみを搬入している日吉津村の負担金
計	741,460	

第2部 ごみ処理基本計画

(2) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移は、図2-1-16のとおりです。

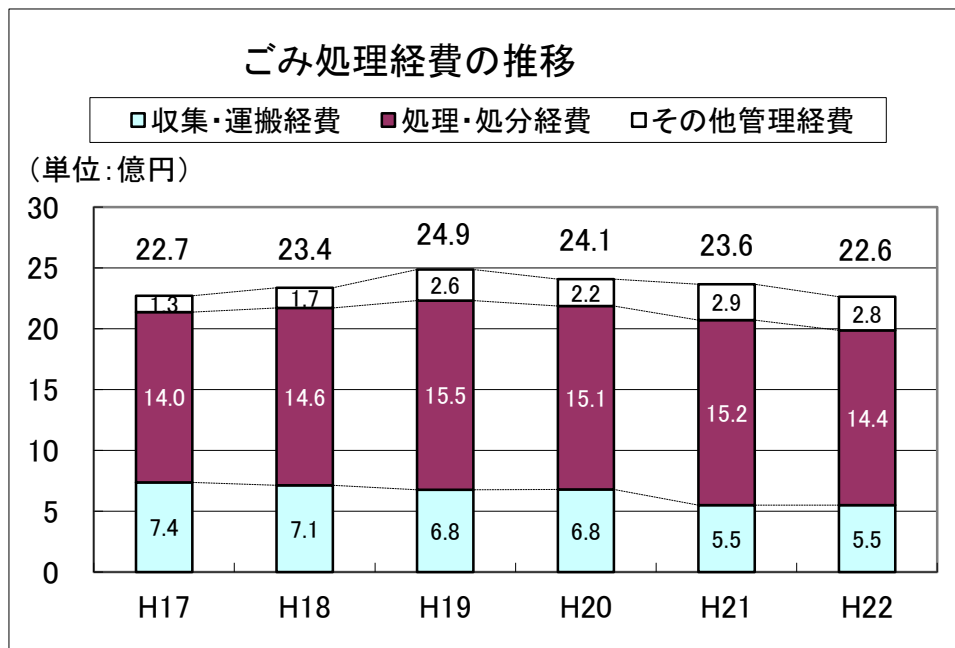


図2-1-16 ごみ処理経費の推移

全体のごみ処理経費は、平成19年度以降、年々減少していますが、今後、年数の経過に伴い米子市クリーンセンターやエコスラグセンター等の保守、修繕に係る経費が増加するため、年度によって変動がありますが、ごみ処理経費は増加する見込みです。

<収集運搬に係る経費>

平成21年度に可燃ごみ・古紙類について市直営の収集業務を民間委託したことなどにより、平成22年度の収集運搬経費（5.5億円）は平成17年度（7.4億円）と比べ約1億9千万円減っています。

<ごみの中間処理や最終処分に係る経費>

平成17年度以降、14億円から15.5億円で推移しています。米子市クリーンセンターやエコスラグセンターの年数の経過に伴う施設の保守や修繕に係る経費が増加しています。

<その他管理経費>

その他管理経費は、平成19年度からごみ処理有料化を実施したことに伴うごみ袋の製造・保管配送に係る経費、不法投棄対策やごみ減量施策の経費が増加したこと等の要因で増えています。

(3) ごみ分別区分ごとの処理経費・処理量

各分別区分ごとのごみ処理経費及び処理量は、表2-1-13のとおりです。可燃ごみの処理（収集ごみ及び直接搬入ごみ）経費が最も大きく、収集から中間処理、最終処分に約12億7,500万円の経費がかかっています。

表2-1-13 平成22年度ごみ区分別処理経費・処理量

区分		収集・運搬	中間処理・ 最終処分	合計
可燃ごみ	処理費(千円)	219,901	1,054,693	1,274,593
	処理量(t)	26,277	45,650	—
不燃ごみ	処理費(千円)	44,701	161,140	205,841
	処理量(t)	1,471	2,582	—
不燃性粗大ごみ	処理費(千円)	44,701	31,183	75,884
	処理量(t)	448	500	—
缶・ビン	処理費(千円)	44,701	85,013	129,714
	処理量(t)	1,276	1,362	—
ペットボトル	処理費(千円)	26,461	4,631	31,091
	処理量(t)	255	260	—
白色発泡スチロール・トレー	処理費(千円)	31,088	187	31,275
	処理量(t)	59	59	—
再利用ビン	処理費(千円)	8,426	550	8,976
	処理量(t)	31	31	—
牛乳パック	処理費(千円)	8,426	645	9,071
	処理量(t)	36	36	—
古紙類	処理費(千円)	99,458	91,822	191,280
	処理量(t)	5,162	5,162	—
有害ごみ	処理費(千円)	3,440	5,794	9,234
	処理量(t)	61	61	—
ボランティア清掃、不法投棄等	処理費(千円)	18,404	641	19,046
合計	処理費(千円)	549,707	1,436,298	1,986,005

各項目の数値は四捨五入してあるため、合計額が一致しない場合があります。

第2節 第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業の実施状況

本市の実情に適した循環型社会の実現を図るために、各分野において、平成18年度から平成22年度に取り組む施策・事業を定め、それぞれ推進することとしていましたが、その実施状況は、次のとおりです。

1 ごみの排出抑制に向けた取り組み

●推進策

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 環境教育・学習、啓発活動	①環境教育・学習の充実と地区説明会等の活用	○各種団体、学校に対し、ごみの問題やリサイクル等に関する研修会を開催している。
	②自治会、リサイクル推進員と連携したごみの排出抑制の啓発活動の推進	○各自治会にリサイクル推進員を委嘱し、ごみステーション等でのごみ分別・適正排出の指導を実施している。 ○リサイクル推進員を対象に、ごみの減量・分別に関する研修会を開催している。
	③ごみ収集車への標語・イラストの掲示等	ごみの減量等に関する標語をごみ収集車に掲示している。
	④マイバッグ運動の促進	県と市町村、事業者、消費者団体で組織された「ノーレジ袋推進協議会」に参画し、毎月10日を「ノーレジ袋デー」と定め、街頭啓発活動や広報よなご等への記事掲載により、買物にマイバッグを持参してのレジ袋削減を呼びかけているほか、レジ袋有料化に向けた協議を行っている。
(2) 情報発信	①ホームページ、広報誌等を活用した情報発信	○ごみ情報誌「よなごみ通信」第1号～12号を発行している（平成18年11月に第1号を発行）。 ○「家庭ごみ減量事例集」を発行した（平成19年度）。 ○「家庭ごみ分別・出し方早見表（保存版）」を発行した（平成22年度）。 ○広報よなご、ホームページでごみの減量や分別を呼びかけている。
	②リサイクルショップ等の情報発信	古着等の市で分別収集していない品目について、リサイクルショップ等の利用をごみ情報誌「よなごみ通信」等で呼びかけている。

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
	③各種イベントの情報発信	ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの開催情報を広報よなごやホームページへ掲載するとともに、市施設でのポスター掲示やチラシを設置して周知している。
(3) 生ごみ類の減量	①生ごみの水切りの促進	ごみ情報誌「よなごみ通信」、「家庭ごみ減量事例集」等で生ごみの水切りの徹底を呼びかけている。
	②生ごみ処理機等の普及促進	○生ごみ処理機・処理容器の購入費用に対し補助金を支給している（旧淀江町区域で実施していた補助制度を平成19年度から拡充）。 〈平成18年度～22年度補助実績〉 ※平成18年度は旧淀江町の生ごみ処理機のみ 生ごみ処理機 499件 生ごみ処理容器等 168件 ○手軽なダンボール箱を使った生ごみ堆肥づくりの普及促進を図るため、環境フェアでの展示や、公民館等・各種団体に対し講習会を実施している。
(4) 事業者を対象	①民間の資源化事業者の情報提供	事業所ごみの収集廃止にあたり、市内の事業者配布した周知チラシにリサイクル事業者を掲載した。
	②事業所の取組事例紹介	実施していない。
	③ISO14001取得事例紹介	
	④事業系ごみの減量に関する計画の作成要請	
(5) 販売店を対象	簡易包装等の要請	「ノーレジ袋推進協議会」会員事業者の店舗ではレジ袋辞退者に対し、値引きやポイントを提供するなどして、レジ袋の削減に取り組んでいる。

●誘導策

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 生ごみ有料化	ごみ処理有料化の検討	○家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみの収集・処理を有料化した。 (平成19年度) ○市による事業所ごみの収集を取り止めた。 (平成19年度)

第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(2) 直接搬入ごみ手数料	料金体系の見直し検討	米子市クリーンセンターへの搬入ごみ手数料を、40kgまでの無料区分を廃止し、10kg当たり190円に改定した。(平成19年度) ※鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの搬入手数料は、事業系ごみに限り有料であったものが、個人・事業者とも10kg当たり170円に改定された。(平成21年7月から)

2 資源化の推進に向けた取り組み

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) リサイクル事業の継続	①分別収集及び資源ごみリサイクルの継続	5種13分別区分を設けて分別収集を継続している。
	②資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度による支援	資源ごみ回収に取り組む団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、活動を支援している。
	③環境フェア、リサイクルフェアの活用	毎年度開催する市環境フェアにおいて、リサイクル製品やリサイクルに関するパネル展示等により啓発。
	④容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の実施と区分の改善の検討	現在分別収集区分としていない容器包装プラスチックの分別収集・処理について、手法やコスト等を研究・検討した結果、現状では費用対効果の問題から実施していない。
(2) 分別排出の徹底	①市民、事業者への分別排出の徹底の周知	○市民に対し、ごみ分別収集カレンダー(毎年1回)、ごみ情報誌「よなごみ通信」(毎年1回)、「家庭ごみの分別・出し方早見表(保存版)」(平成22年度)を発行し、各世帯に配布した。
	②リサイクル推進員と連携した分別指導、啓発	○リサイクル推進員を対象に、分別指導や啓発方法等の研修会を開催している。 ○市とリサイクル推進員の連携を密にし、地域のごみステーションにおける不適正排出等の問題点を共有し、啓発看板の設置や啓発チラシの配布を行っている。

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
	③分別排出の達成度の評価	家庭ごみ（可燃・不燃ごみ）の中身について、分別状況を把握するため、組成調査を実施（平成20年度）。資源物のうち、特に古紙類の混入割合が減少しており、分別排出が定着していることを確認した。
(3) 不燃ごみからの資源回収等	リサイクルプラザでの資源化量の増大と機能維持	鳥取県西部広域行政管理組合において、資源物及び不燃ごみから回収する金属類の安定的な資源化に努め、リサイクル率の向上を図っている。 〈平成18年度～22年度実績〉 不燃・不燃粗大ごみ搬入量合計 19,430トン うち回収し資源化した金属類 5,968トン
(4) 溶融スラグの促進	溶融スラグの公共工事等による利用の推進	米子市クリーンセンターで焼却灰を溶融してできる溶融スラグの利用促進を図るため、保管施設「溶融スラグストックヤード」を建設し、平成21年3月に完成した。平成21年度から安全検査に合格した溶融スラグを利用業者に売却し、路盤材として再生利用している。
(5) 各種リサイクル法の情報提供	法律の改正等の内容の適切な情報提供	ごみ情報誌「よなごみ通信」、広報よなご、ごみ分別収集カレンダー、ホームページ等による情報提供を行っている。

3 収集・運搬

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 分別区分・収集方法	現状を基本とした分別区分及び収集方法の継続、必要に応じた見直し	○旧米子市地区と旧淀江町地区でごみの持ち出し方や収集回数が異なっていたものを、平成20年4月から統一した。 ○収集経路等の見直しにより、同一収集地区内で一部異なっていた可燃ごみの収集日を平成21年度から統一し、ごみ分別収集カレンダーに可燃ごみの収集日を記載した。 ○平成21年度から、可燃ごみの祝日収集を実施している（年始を除く）。

第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(2) 収集・運搬 実施体制	収集・運搬の効率化に向けた委託 収集の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○可燃ごみ・古紙類の収集運搬を平成21年度から全て民間委託した。 ○1箇所であった古紙類の搬入場所を、平成21年度から5箇所に拡充し、併せて収集日を分散した。 ○新型インフルエンザに対応するため、緊急時の事業継続マニュアルを整備した（平成22年2月）。 ○自治会の協力を得て、戸別収集地区のステーション収集化を推進している。
(3) 委託・許可業者	事業者の適正な構成と育成	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年4月に一般廃棄物収集運搬業の新規許可基準を設け、業者間に適正な競争を促しつつ、ごみ排出量の状況を考慮しながら、新規許可業者の拡大と既存業者の増車の許可を実施している。 ○委託・許可業者に対し、収集運搬に関する指導・研修を適宜行っている。
(4) 高齢者等に対するサービス	高齢者等に対する収集サービス提供の検討	<p>高齢者や障がい者などの世帯のうち、ステーションへのごみの持ち出しが困難な世帯については、介護や福祉の関係機関及び自治会等と連携を図りながら支援策を検討するとともに、状況に応じて戸別収集を行っている。</p>

4 中間処理

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 処理計画	<p>米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ・エコスラグセンターにおける適正処理（ごみの減量化、安定化、安全化、資源化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリーンセンターにおけるごみの燃焼熱を利用した発電と灰の溶融処理 ○エコスラグセンターにおける溶融処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○米子市クリーンセンターにおいて、可燃ごみの適正処理、燃焼熱を利用した発電、焼却灰の溶融処理によるスラグ化を行っている。 ○鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ・エコスラグセンターにおいて、不燃・不燃性粗大ごみの適正処理、資源物の適正な再生利用、残渣物の溶融処理によるスラグ化を行っている。

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(2) 運営管理	米子市クリーンセンターの運営管理方法等の検討	より効率的で適正な施設運営管理の方法の検討を継続している。 ○長寿命化計画の策定に向けた検討
(3) 計画 施設整備	旧米子市清掃工場の解体及び熔融スラグの有効活用を進めるための貯留施設の整備	平成19年度から20年度にかけて旧米子市清掃工場を解体し、跡地に熔融スラグの保管施設「ストックヤード」を整備した。

5 最終処分

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 処分計画	①最終処分量の削減	熔融スラグのリサイクルにより、埋立処分量の削減を図っている。
	②公害防止と周辺環境の保全	鳥取県西部広域行政管理組合が、民間業者に委託し適切に最終処分場の維持管理を行い、公害防止と周辺環境の保全に努めている。
	③最終処分場の適正管理と機能維持	
(2) 整備計画	①新たな整備の検討	鳥取県西部広域行政管理組合が、現行施設の耐用年数を見極めながら、次期最終処分場の確保を検討している。
	②災害廃棄物への対応の検討	処理・処分体制を検討している。

6 その他

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(1) 環境美化活動の促進	環境美化活動の促進	○平成18年度から、中海アダプトプログラムによる市民・企業・団体の中海周辺の清掃活動等を支援している。 ○街路や公園、海岸等の公共施設をボランティア清掃する個人・団体を支援するため、無料の「ボランティア袋」を支給するとともに、清掃後のごみを迅速に収集している。 ○米子市環境をよくする会の活動を支援している。

第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○毎年4月と10月に、米子市環境をよくする会が市内一斉清掃を実施し、市と市民が協働して清潔で快適なまちづくりを推進している。 ○平成19年7月に「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を施行し、市内の公共場所におけるごみのポイ捨てや、ペットの排泄物の放置を禁止している。 ○平成22年2月から「ポイ捨て・不法投棄ごみパトロール回収員」を設置し、パトロールの強化とポイ捨てごみの回収を行っている。
(2) 不法投棄の防止	①排出者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄行為を未然に防止するため、ごみ情報誌「よなごみ通信」や広報よなご等に啓発記事を掲載している。 ○不法投棄行為の多発地点に啓発看板を設置するとともに、投棄物に警告シールを貼り付けている。
	②監視・通報・処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年10月から不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置し、パトロールによる監視を行っている（平成23年4月現在7地区に9名を委嘱）。 ○不法投棄行為の多発地点に監視カメラを設置するとともに、県や警察等、関係機関との緊密な連携を図っている。 ○米子市環境をよくする会の活動を支援するため、不法投棄対策補助金を交付している。 ○（財）家電製品協会の支援により、不法投棄された家電4品目を処理するとともに、未然防止対策を図った（平成21～22年度）。
(3) 業の許可事務 一般廃棄物処理	一般廃棄物処理業の許可事務の適正な執行	一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可審査基準に基づき、厳正に審査し、適正な許可事務の執行に務めている。

項目	第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業	平成18年度～平成22年度の実施状況
(4) 広域処理体制の 確立と連携	①広域処理体制の確立	ごみ処理の広域的な処理体制の整備について、鳥取県西部広域行政管理組合の構成市町村と協議を継続している。
	②災害発生時の対応	大規模災害発生時の対応について、周辺市町村や関係機関との連携等について検討している。

第3節 ごみ組成調査

可燃ごみとして収集され焼却されるごみや不燃ごみとして収集・処理され埋め立てられるごみが、平成19年度のごみ有料化を経てどう変化したか、また、分別すればリサイクルができるごみがどの程度残っているか等を把握するため、ごみの組成を調査しました。

その結果は次のとおりです。

1 可燃ごみの組成 (表2-1-14、15、図2-1-15、16)

*表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

(1) 紙類

紙類は、湿重量比^(注1)で可燃ごみ全体の約27%^(注2)を占めています。これは有料化以前の平成17年の調査時の約35%に比べ、約8ポイント減少しました。

(注1) 湿重量比：水分を含めた重量比

(注2) 本節において%表示で示す数値はすべて湿重量比で比較した割合です

(2) 高分子類

高分子類(プラスチック類)は、可燃ごみ全体の約14%を占めています。平成17年度の調査時の約8%に比べ、約6ポイント増加しました。

高分子類の中の内訳を見ると、リサイクルの対象となっているペットボトル、白色トレイの混入はほとんど認められません。

(3) 厨芥類

厨芥類(生ごみ類)は、可燃ごみ全体の約47%を占めています。これは、平成17年の調査時の約44%に比べ、約3ポイント増加しました。なお、そのうち賞味期限切れ等により利用されないまま捨てられている食品が若干(約1%)含まれています。これは平成17年の調査時の約3%に比べ、約2ポイント減少しました。

(4) 可燃ごみ以外

金属類やガラス類及びがれき類など、可燃ごみとして出してはいけないごみは、ほとんど含まれていません。

(5) リサイクルが可能なもの

可燃ごみとして出されているごみの中に、さらに分別を徹底すればリサイクルが可能と思われる紙類が約14%含まれています。

表2-1-14 可燃ごみの組成（構成比）

分 類		家庭系可燃ごみ 組成割合(%)			
可 燃 系	紙類	新聞・チラシ	4.0	○	27.1
		本・雑誌	5.6	○	
		ダンボール・紙箱	4.1	○	
		牛乳パック	0.6	○	
		上記以外の紙製容器包装	0.5	△	
		紙おむつ	4.8	×	
		その他紙類	7.5	×	
	高分子類	PETボトル	0.1	○	14.4
		白色トレー	0.2	○	
		レジ袋	2.1	×	
		プラスチック製容器包装(硬質)	0.5	△	
		プラスチック製容器包装(軟質・発泡)	5.1	△	
		その他プラスチック(軟質)	5.3	△	
		その他プラスチック(硬質)	1.1	△	
繊維類	1.8	×	1.8		
草・木類	7.7	△	7.7		
厨芥類	未利用食品	1.3	△	46.9	
	食べ残し・調理くず	45.6	△		
その他の可燃ごみ		2.0		2.0	
不 燃 系	金属類	スチール缶	0.0	○	0.1
		その他鉄類	0.0	△	
		アルミ缶	0.0	○	
		その他アルミ類	0.0	△	
		その他金属類	0.0	×	
	ガラス類	ビン	0.0	○	0.0
		その他	0.0	×	
	その他の不燃ごみ(陶器くず等)		0.0	×	0.0
合 計		100.0			

*1 組成割合:湿重量の割合

*2 表中の印の意味 「○」:現在、資源回収している品目
「△」:将来資源化できる可能性のある品目
「×」:資源化できない、または困難な品目

表2-1-15 可燃ごみの組成（構成比）の実施年度ごとの比較（単位:%）

分類 / 年度		H17	H20	H23
可 燃 系	紙類	35.2	22.3	27.1
	高分子類	7.7	13.2	14.4
	繊維類	4.6	1.3	1.8
	草・木類	6.3	7.7	7.7
	厨芥類	44.2	55.3	46.9
	その他の可燃ごみ	0.2	0.0	2.0
不 燃 系	金属類	0.1	0.0	0.1
	ガラス類	0.0	0.0	0.0
	その他の不燃ごみ	1.7	0.2	0.0
合 計		100.0	100.0	100.0

第2部 ごみ処理基本計画

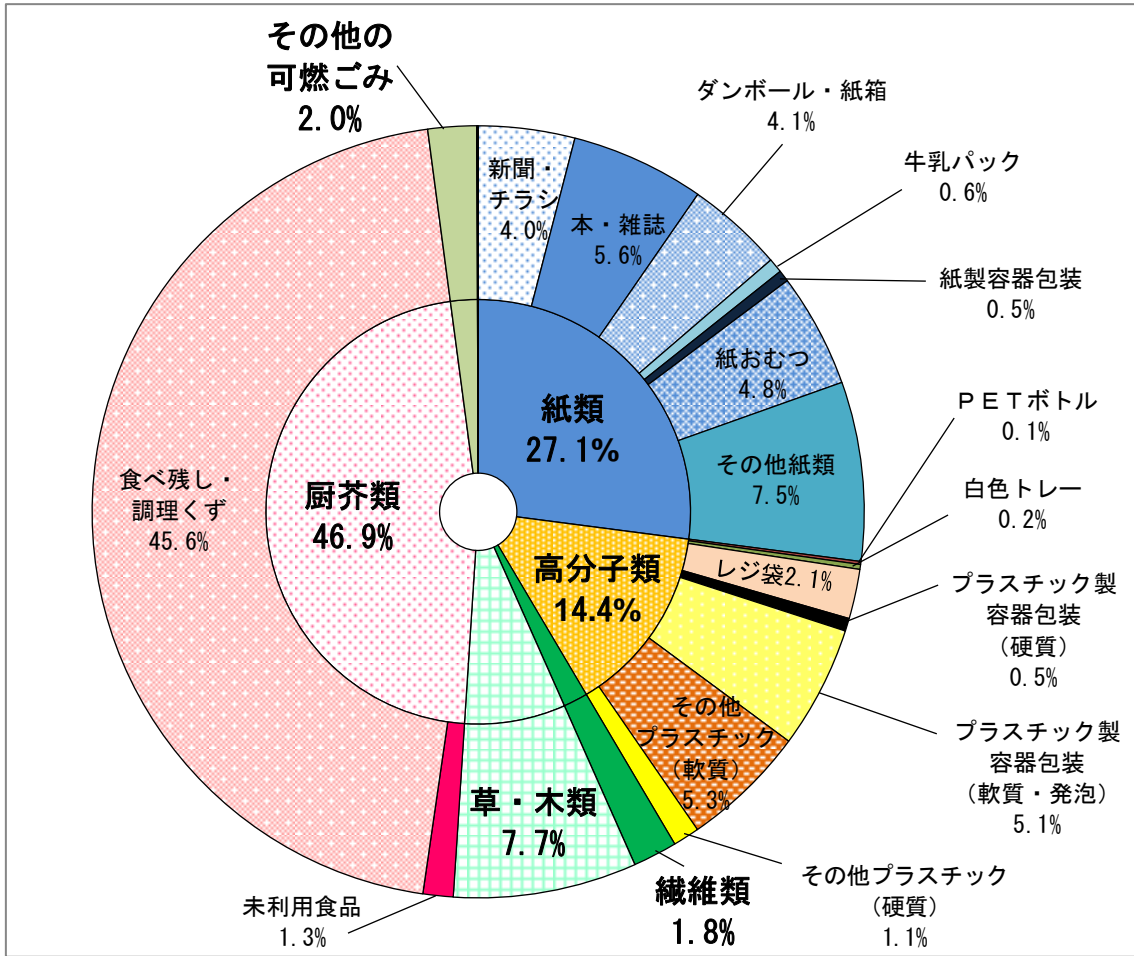


図 2-1-15 可燃ごみの組成 (湿重量比)

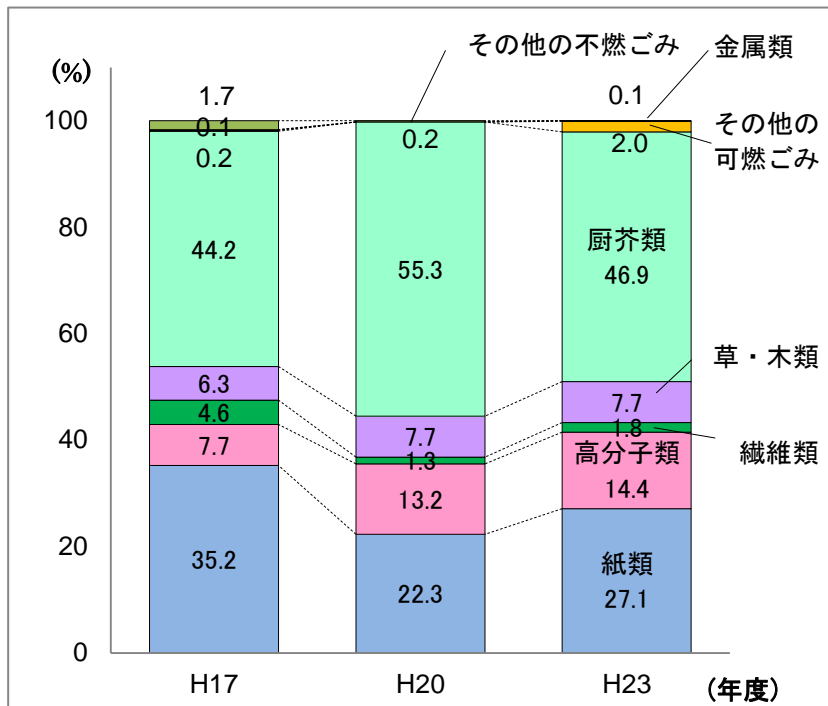


図 2-1-16 可燃ごみの組成 (構成比) の実施年度ごとの比較

2 不燃ごみの組成 (表2-1-16、17、図2-1-17、18)

*表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

(1) 金属類

金属類は、不燃ごみ全体の約22%を占めています。これは有料化以前の平成17年度の調査時の約28%に比べ、約6ポイント減少しました。なお、リサイクル対象物として収集されるスチール缶、アルミ缶等の混入はほとんど認められません。

(2) ガラス類

ガラス類は、不燃ごみ全体の約13%を占めています。これは平成17年度の調査時の約7%に比べ、約6ポイント増加しました。内訳を見ると、本来はリサイクル対象物として収集されるビン類も約7%含まれています。

(3) 高分子類

高分子類は、不燃ごみ全体の約43%を占めています。これは平成17年度の調査時の約51%に比べ、約8ポイント減少しました。内訳を見ると、リサイクルの対象となっているペットボトル、白色トレイの混入はほとんど認められません。

(4) その他の不燃ごみ

その他の不燃ごみ(陶器くず等)は、不燃ごみ全体の約20%を占めています。

これは平成17年度の調査時の約12%に比べ、約8ポイント増加しました。

(5) 不燃ごみ以外

草・木類、繊維類、厨芥類(生ごみ類)などの不燃ごみとして出してはいけないものは、ほとんど認められません。

第2部 ごみ処理基本計画

表2-1-16 不燃ごみの組成(構成比)

分 類		家庭系不燃ごみ 組成割合(%)			
可 燃 系	紙類	新聞・チラシ	0.1	○	0.5
		本・雑誌	0.0	○	
		ダンボール・紙箱	0.1	○	
		牛乳パック	0.0	○	
		上記以外の紙製容器包装	0.0	△	
		紙おむつ	0.0	×	
		その他紙類	0.2	×	
	高分子類	PETボトル	0.4	○	43.2
		白色トレー	0.0	○	
		レジ袋	1.1	×	
		プラスチック製容器包装(硬質)	16.1	△	
		プラスチック製容器包装(軟質・発泡)	1.7	△	
		その他プラスチック(軟質)	1.4	△	
		その他プラスチック(硬質)	22.4	△	
繊維類	0.1	×	0.1		
草・木類	0.5	△	0.5		
厨芥類	未利用食品	0.3	△	0.3	
	食べ残し・調理くず	0.0	△		
その他の可燃ごみ		0.2		0.2	
不 燃 系	金属類	スチール缶	0.9	○	21.5
		その他鉄類	14.1	△	
		アルミ缶	0.2	○	
		その他アルミ類	2.6	△	
		その他金属類	3.6	×	
	ガラス類	ビン	6.5	○	13.2
		その他	6.6	×	
その他の不燃ごみ(陶器くず等)		20.8	×	20.8	
合 計		100.0			

* 1 組成割合：湿重量の割合

* 2 表中の印の意味 「○」 : 現在、資源回収している品目
「△」 : 将来資源化できる可能性のある品目
「×」 : 資源化できない、または困難な品目

表2-1-17 不燃ごみの組成(構成比)の実施年度ごとの比較 (単位:%)

分類 / 年度		H17	H20	H23
可 燃 系	紙類	0.4	0.0	0.5
	高分子類	50.8	35.7	43.2
	繊維類	0.8	0.0	0.1
	草・木類	0.6	0.0	0.5
	厨芥類	0.3	0.0	0.3
	その他の可燃ごみ	0.0	0.0	0.2
不 燃 系	金属類	27.5	25.8	21.5
	ガラス類	7.2	12.4	13.2
	その他の不燃ごみ	12.4	26.0	20.8
合 計		100.0	100.0	100.0

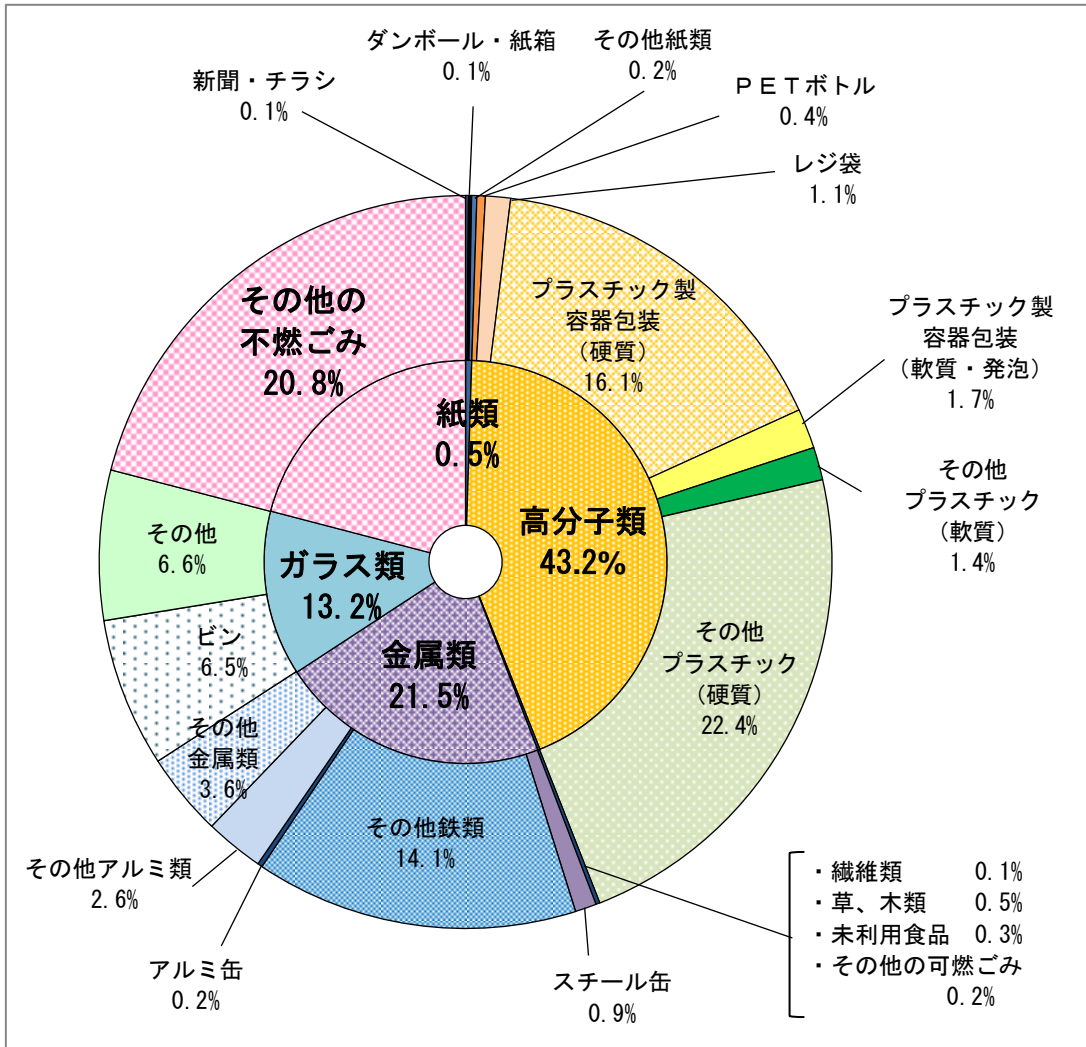


図 2-1-17 不燃ごみの組成 (湿重量比)

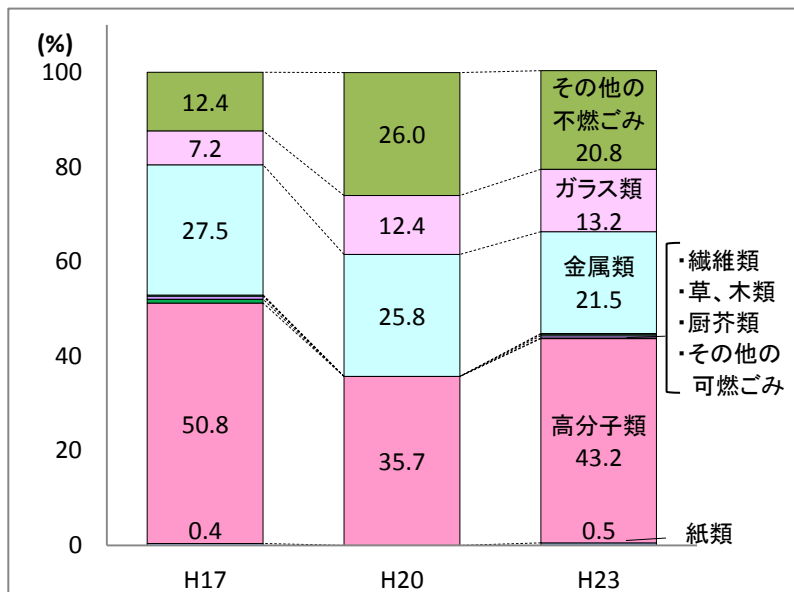


図 2-1-18 不燃ごみの組成 (構成比) の実施年度ごとの比較

第4節 **ごみやリサイクルに関する市民の意識**

市民のごみやリサイクルに関する意識と実践状況を把握するために平成23年10月に実施したアンケート調査の結果は次のとおりです。

1 調査の概要

1) 調査項目

(1) 対象者の基本属性

性別、年齢、職業、同居者人数、住宅形態

(2) 質問項目

①ごみの問題に関する意識について

廃棄物を取り巻く諸問題について、市民の関心度を把握する。

②ごみの有料収集について

市民の指定袋の使用状況やごみを出す費用の負担感、有料収集の目的・効果に対する認識度を把握する。

③ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

市民のごみの減量とリサイクルの取り組み状況を把握する。

④これからの市の施策について

ごみの減量とリサイクル、ごみの処理に関して、今後市が優先的に推進すべき施策について、いくつかの具体的な例をあげ、市民が重視している項目を絞り込む。

⑤ごみやリサイクルに関する意見

自由意見の記述

2) 調査方法等

(1) 調査対象者 米子市に居住する18歳以上の市民2,000人

(2) 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出

(3) 調査方法 調査票を郵送し、同封の返信用封筒による回収

(4) 調査期間 平成23年10月7日～10月31日

3) 回収状況

(1) 回答数 974件

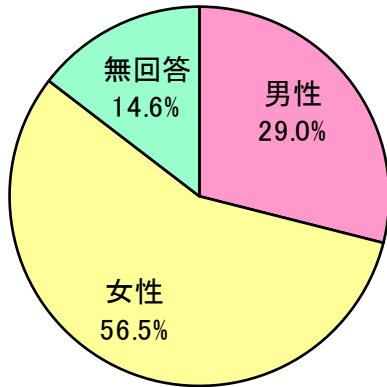
(2) 宛先不明等による返送 8件

(3) 回答率 48.9%

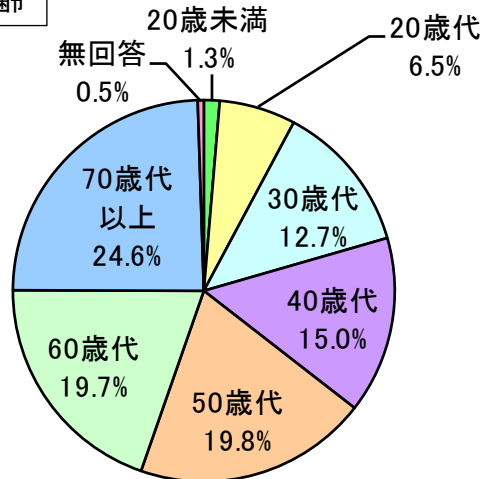
2 回答者の基礎データ

回答者の基本属性（性別、年齢、職業、同居者人数、住宅形態）は、図2-1-18に示すとおりです。

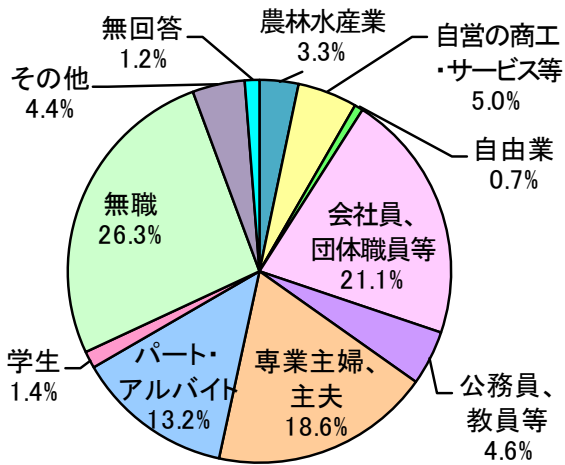
性別



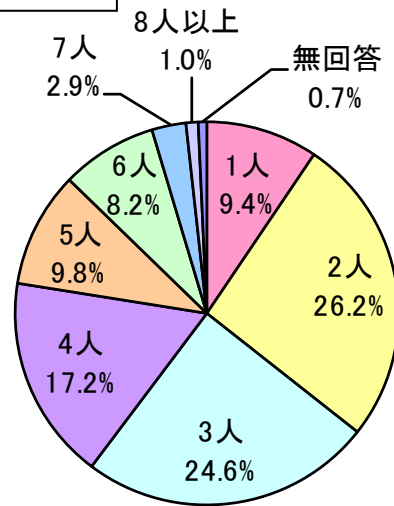
年齢



職業



同居者人数



住宅形態

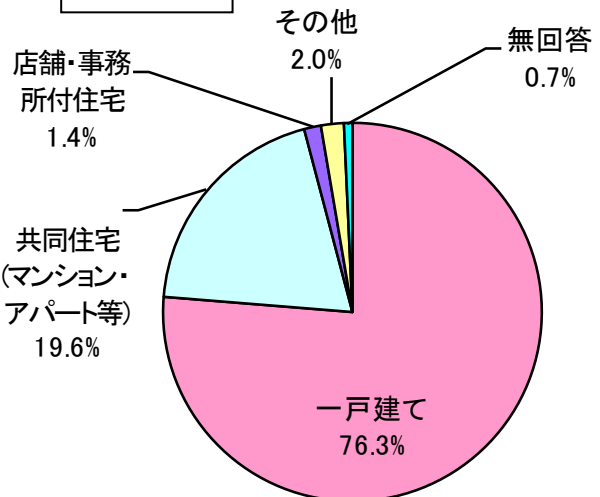


図2-1-18 回答者の基本属性

3 ごみの問題に関する意識

調査の結果、約87%の市民がごみの問題に対して関心を持ち、特にポイ捨てや不法投棄ごみによる環境への影響が最も問題であると考えています。

ごみを取り巻く様々な問題の解決や、天然資源の消費抑制については、市民の約31%が何度でも使える製品を作り再利用（リユース）することをあげています。次いで、ごみを分別しリサイクルを進める（約28%）、ごみの発生量自体を減らす（リデュース、約27%）ことが有効な手段であるとしています。

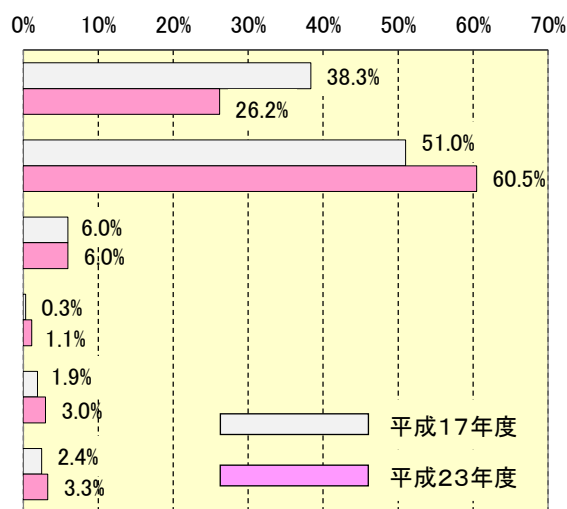
この結果は、ごみになるものを家庭に持ち込まない（リフューズ）という回答（約7%）をリデュースに含めると、循環型社会の形成に向けた基本的な優先順位「リデュース→リユース→リサイクル」の順序と同じであり、約93%の市民が問題解決の手段を認識していることが分かりました。

(1) ごみ問題について関心はありますか。(○は1つ)

前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

【問1】

項目	前回 回答数	今回 回答数
1 大いに関心がある	360	255
2 ある程度関心がある	479	589
3 あまり関心がない	56	58
4 全く関心がない	3	11
5 どちらともいえない (わからない)	18	29
無回答	23	32
計	939	974



【問2】 ごみに関する次のような問題をどう感じているか。

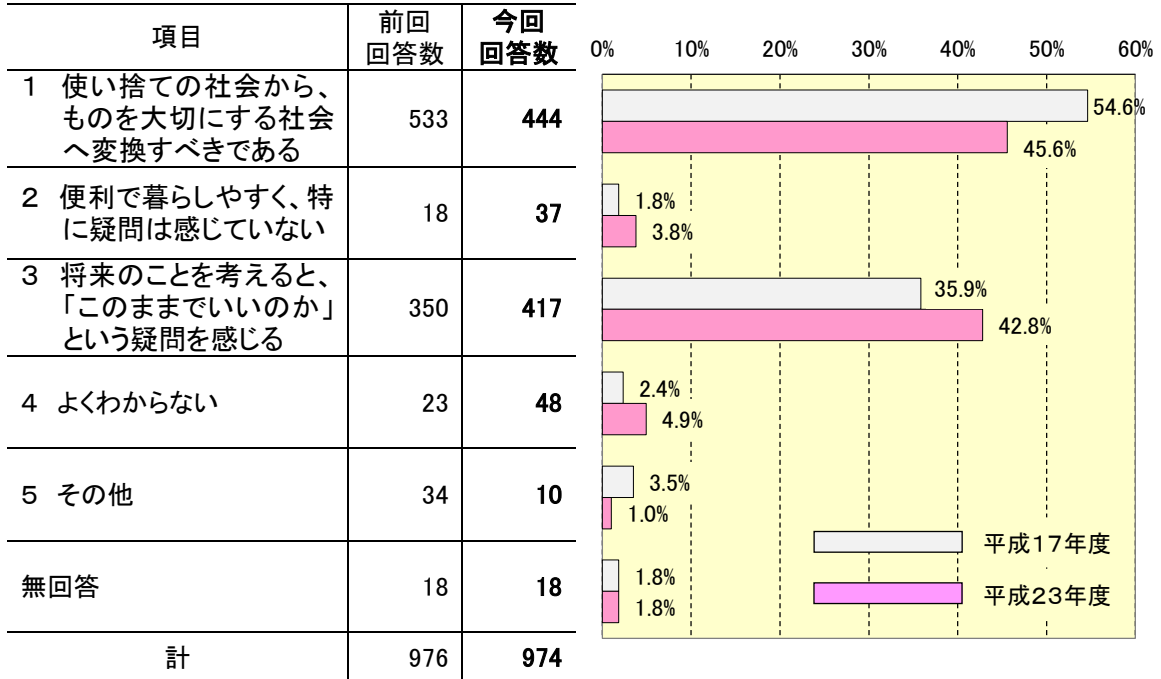
市民が「大いに問題がある」と考える上位3項目

項目	回答率
ポイ捨てごみや不法投棄ごみによる環境への影響	63.6 %
地球温暖化や天然資源の減少	45.6 %
将来的な最終処分場の不足	45.0 %

(2) 使い捨て商品が身の回りにあふれ、その結果としてごみが大量に捨てられる現代の社会をあなたはどのように感じていますか。○は1つ

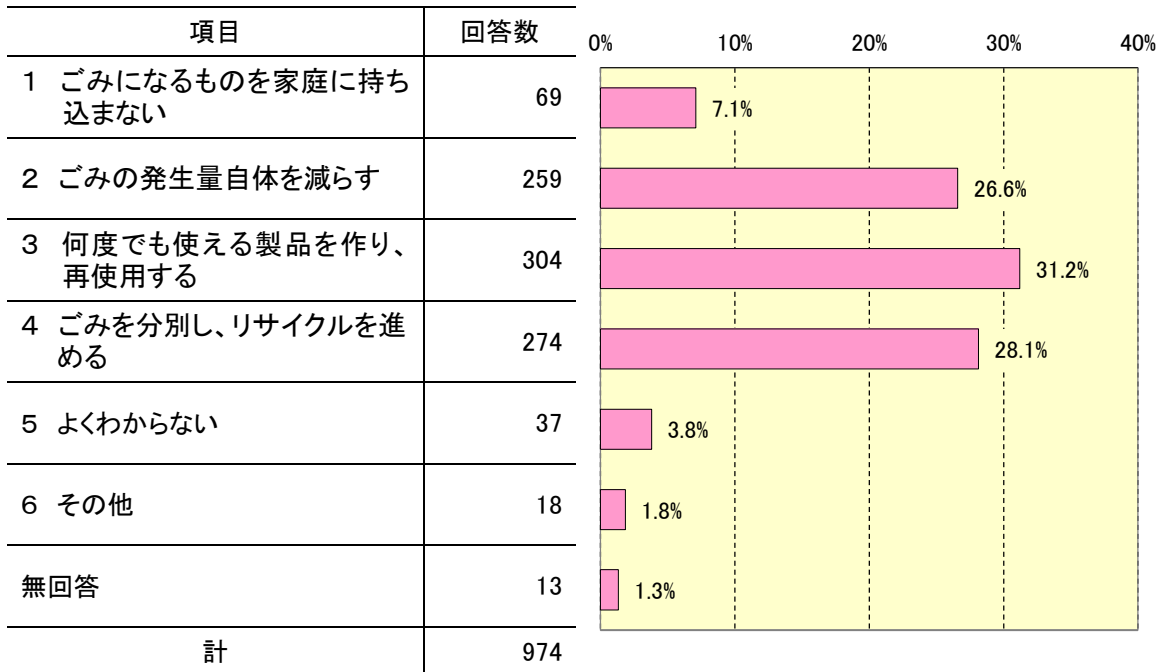
前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

【問3】



(3) 様々なごみについての課題の解決や天然資源の消費抑制に向けて、社会全体の取り組みで最も有効な手段は何だと思えますか。○は1つ

【問4】



4 ごみの有料収集について

平成19年4月に実施したごみ処理の有料化の前後で、約53%の市民が「ごみを出す量が減った」と回答していますが、「ほとんど変わらない」とする回答も約34%ありました。

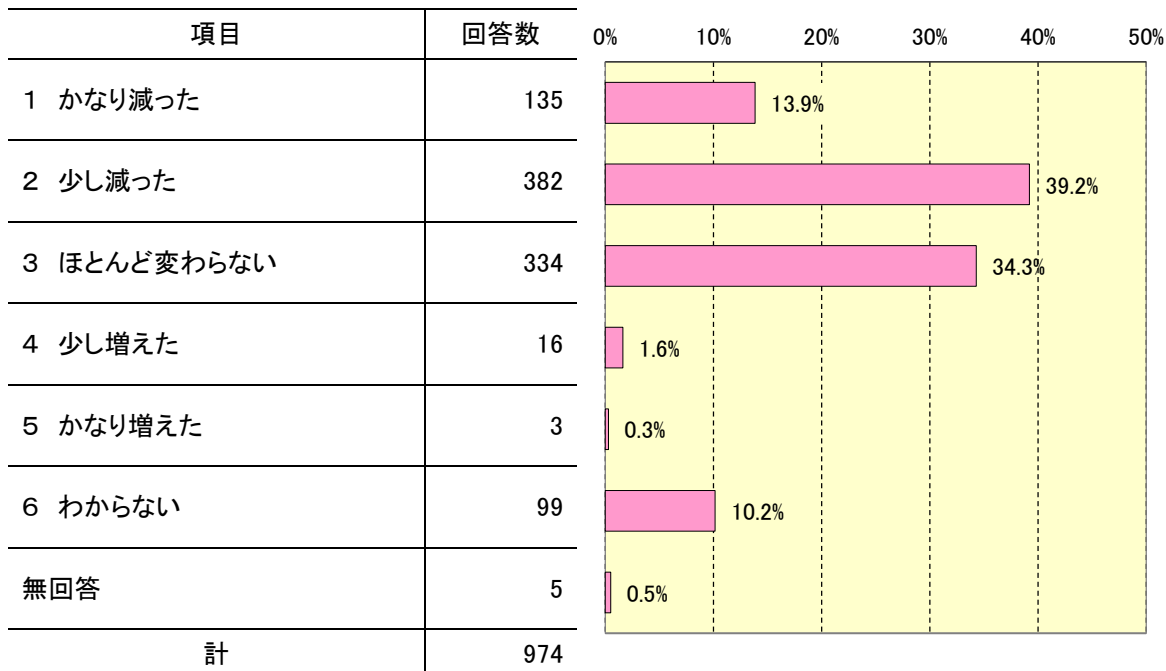
現在の有料指定袋・収集シールによるごみの収集については、「ごみ問題への意識や関心が高まる」、「ごみを減らす努力が報われる」「ごみの減量につながる」等、有料化には一定の効果があったという意見の占める割合が高い反面、不法投棄・ポイ捨てごみが増えることを懸念する声も約26%ありました。

また、有料収集による費用負担については、市民の約55%が負担を感じており、負担を感じていない市民（約43%）を上回っています。

一方、今後の有料収集の対象品目について市民の考えを尋ねたところ、現行の可燃・不燃・不燃性粗大ごみが約67%と最も多くなっていますが、資源ごみも含めるという回答が約20%、有害ごみを含む全てのごみとする回答も約8%ありました。

(1) 平成19年4月のごみ処理の有料化の実施前と後で、ごみを出す量は変わりましたか。○は1つ

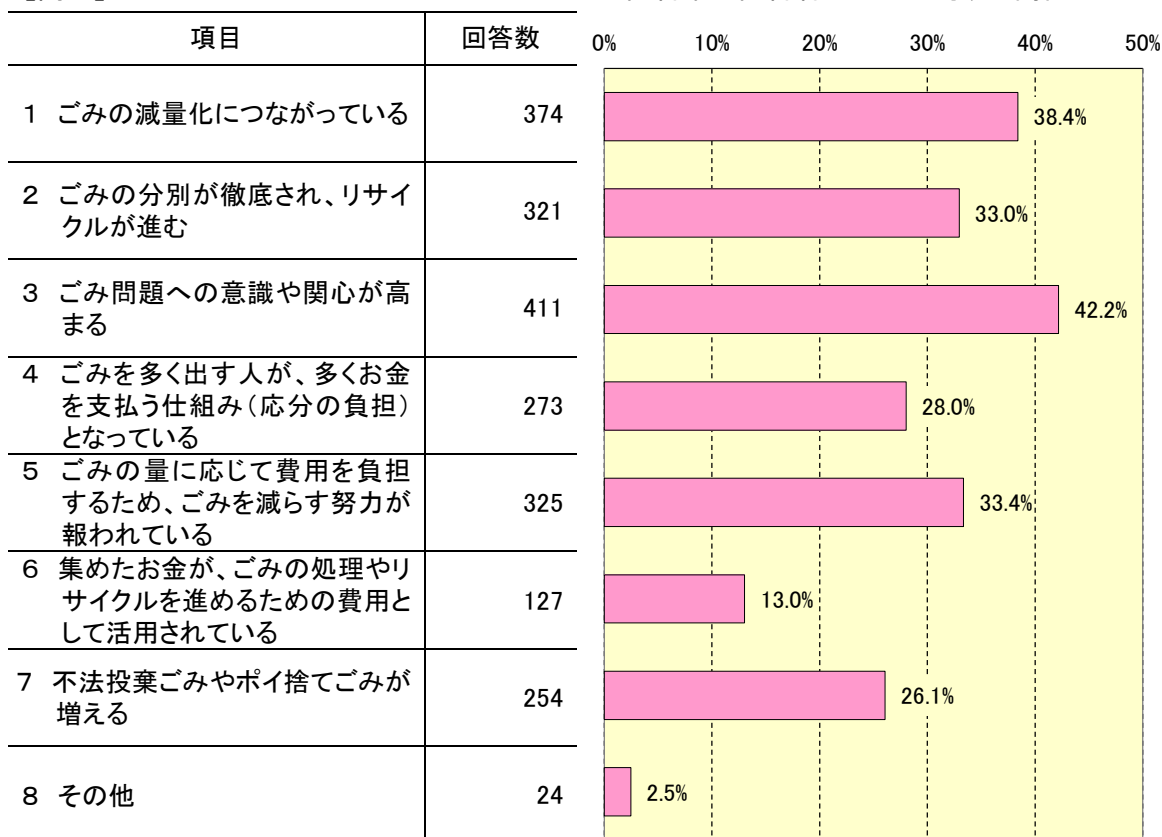
【問7】



(2) 有料指定袋・収集シールによるごみの収集についてどのようにお考えですか。(複数回答)

【問8】

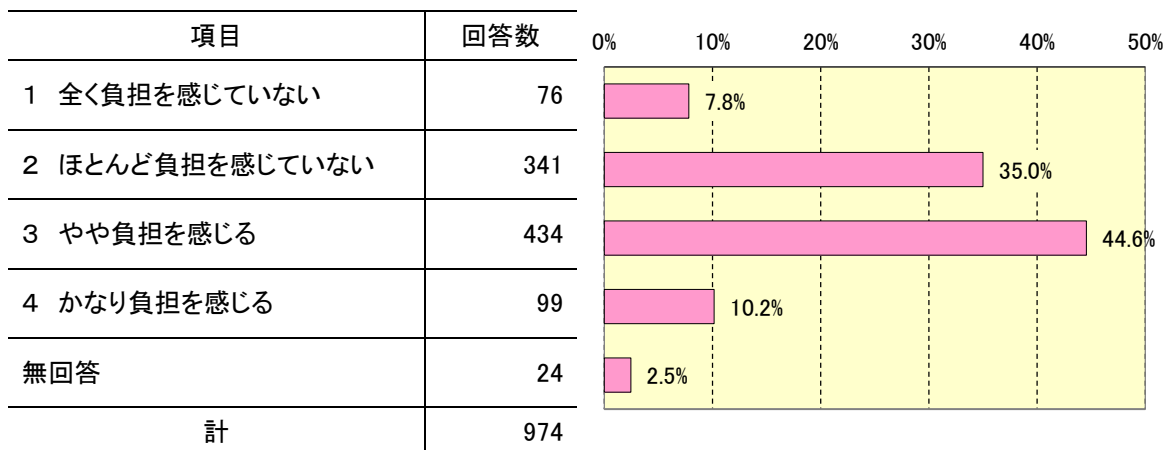
回答率は回答者974人に対する割合



➡1～6までの有料化の効果に関する選択肢を1つ以上選んだ市民は、903人で、全回答者の約93%を占めています。

(3) 可燃ごみと不燃・不燃性粗大ごみを出すためにかかる費用を、どの程度負担に感じていますか。○は1つ

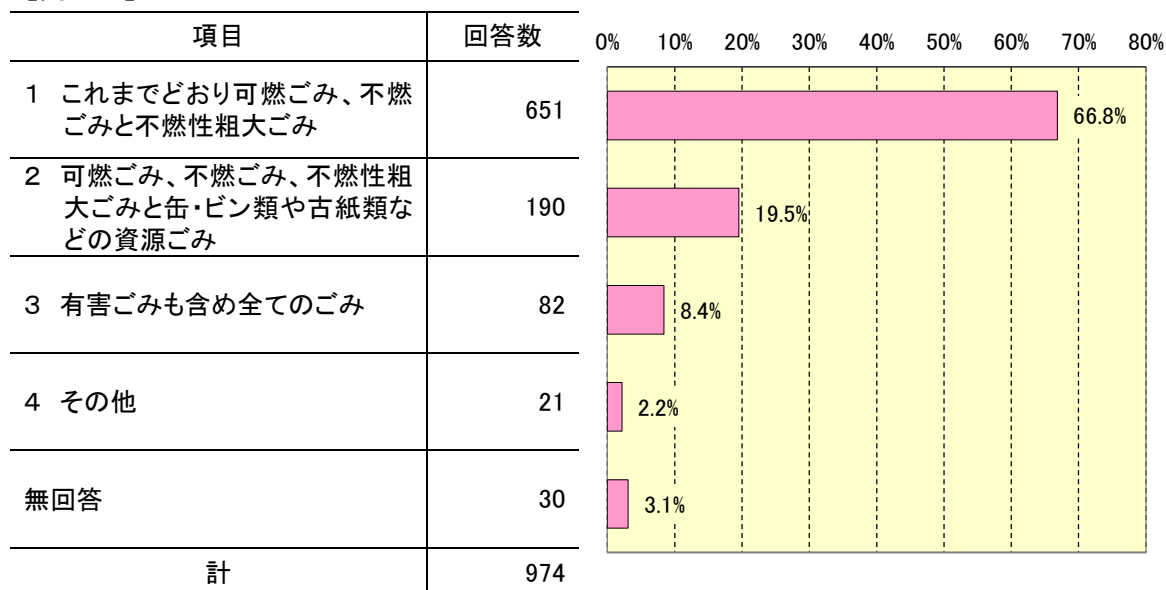
【問9-2】



第2部 ごみ処理基本計画

(4) 仮に今後、有料収集の対象品目を見直しするとした場合、あなたのお考えに近いものを選んでください。○は1つ

【問10】



トピックス

市民の52%がごみの分別・リサイクルの市の取組みに満足

米子市では、第2次米子市総合計画「いきいきプラン2011」の策定に向け、平成22年1月～2月に16歳以上の市民3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。

その中で、「ごみの分別・減量化・再資源化の取組み」について、約52%の市民が「満足」「やや満足」と回答しており、平成20年度に実施した同アンケートでの結果（約45%）より、約7ポイント高くなっています。

また、まちづくりにおける「ごみの分別・減量化・再資源化の取組み」の重要度は、約77%の市民が「重要度が高い」と回答しています。

5 ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

ごみの減量やリサイクルの取り組みについての質問では、約58%の市民が「意識はあるが、ある程度しか取り組んでいない」と回答し、「いつもごみの減量に取り組んでいる」と回答した市民は約25%でした。このことから、日常において、約83%の市民が何らかの取り組みをしていることが分かり、平成17年度の調査結果（約76%）と比較して約7ポイント高くなっています。

一方、「取り組んでいない」と回答した市民の割合は、平成17年度の約20%から約16%となり、約4ポイント低い結果となりました。

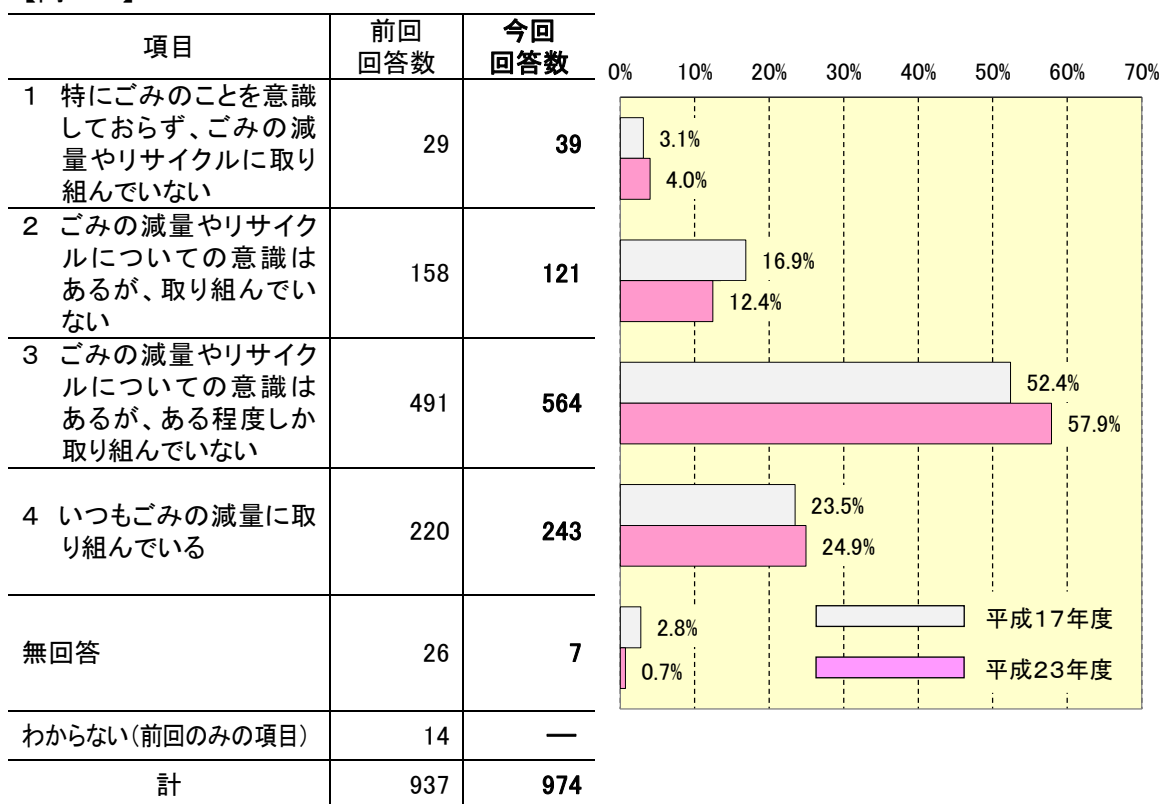
市民の日ごろの取り組み状況について具体的に例をあげた質問のうち、「いつもする」という回答が多かったのは、「生ごみの水切りをする」、「詰め替え製品を選ぶ」、「食品の賞味・消費期限に気をつける」の順でした。

また、資源物の分別は、品目ごとにそれぞれ「いつもする」と答えた市民の割合が最も高く、缶・ビン類、ペットボトル、古紙類、白色発泡スチロール・トレーでは80%前後、牛乳パックと再利用ビンでは60%前後となっています。

(1) 日ごろから、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。○は1つ

前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

【問12】



第2部 ごみ処理基本計画

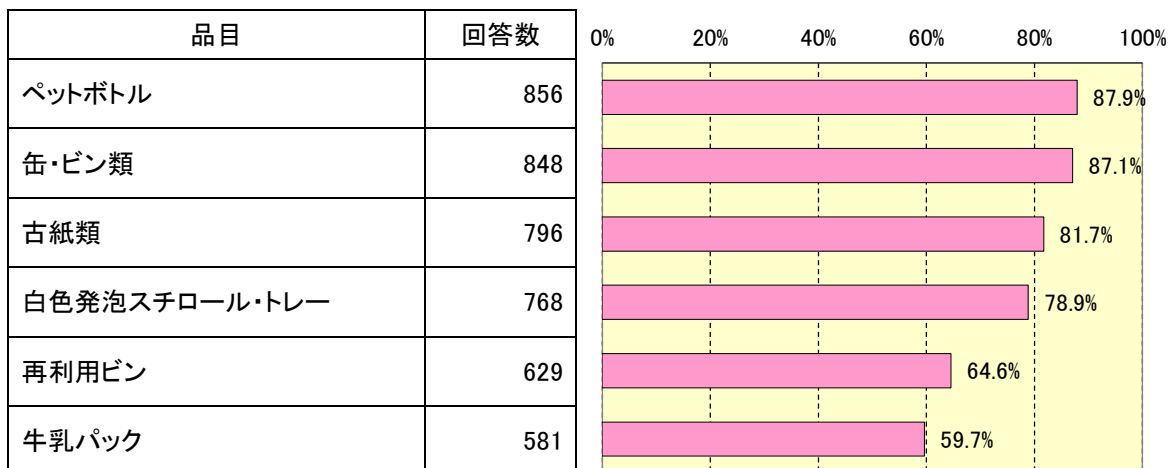
【問14】ごみの減量・リサイクルの具体的な日ごろの取り組み状況について
市民が「いつもする」取り組みの上位5項目

項目	回答率
生ごみの水切りをする	77.2 %
詰め替え製品を選ぶ	68.3 %
食品の賞味・消費期限に気をつける	67.7 %
家電製品などを購入するときは、耐久性や保証内容、修理体制などを考慮する	54.4 %
家電製品や家庭用品が壊れたときは、できるだけ修理して使う	46.7 %

(2) 日ごろの資源物の分別の程度

「分別をいつもする」回答を品目ごとに比較

【問15】



6 これからの市の施策について

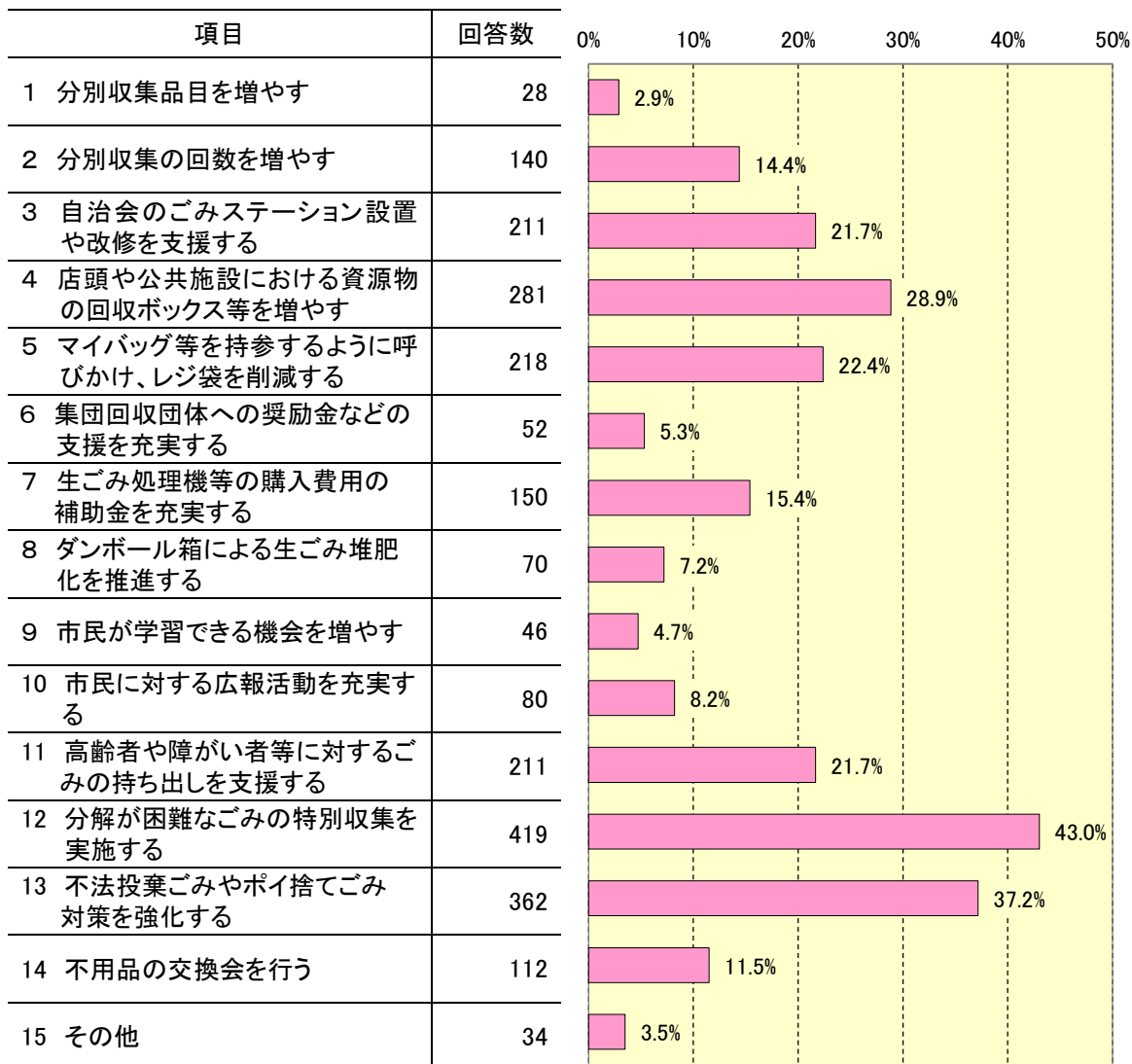
市民が、今後市の施策として必要と考えるものは、分解が困難なごみの特別収集が約43%と最も高く、次いで不法投棄・ポイ捨てごみ対策の強化(約37%)、店頭・公共施設における資源物回収ボックス等の増設(約29%)などとなっています。

また、マイバッグ等の持参によるレジ袋削減(約22%)、自治会ごみ置場整備の支援(約21%)、高齢者や障がい者等のごみ持ち出し支援(約21%)を取り組むべきという意見も多くありました。

今後、ごみの減量とリサイクル、ごみの処理などに関して必要な市の取り組みは何だと思いますか。あなたのお考えにもっとも近いものを選んでください。○は3つまで

【問18】

回答率は回答者974人に対する割合



第2章 ごみ処理基本計画

第1節 人口の将来推計

本市の平成22年度の人口は、149,941人です。将来の人口は、平成27年度に145,218人、平成32年度には141,236人になると推計され、人口の減少傾向が続くものと見込まれます。

表2-2-1 人口の将来推計

	平成17年度 (実績値)	平成22年度 (実績値)	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
人口総数	151,113	149,941	145,218	141,236

※平成17年度及び平成22年度の人口は、年度末の住民基本台帳登録者数と外国人登録者数の合計数

※平成27年度及び平成32年度の人口は、第2次米子市総合計画（平成23年7月策定）で推計した人口

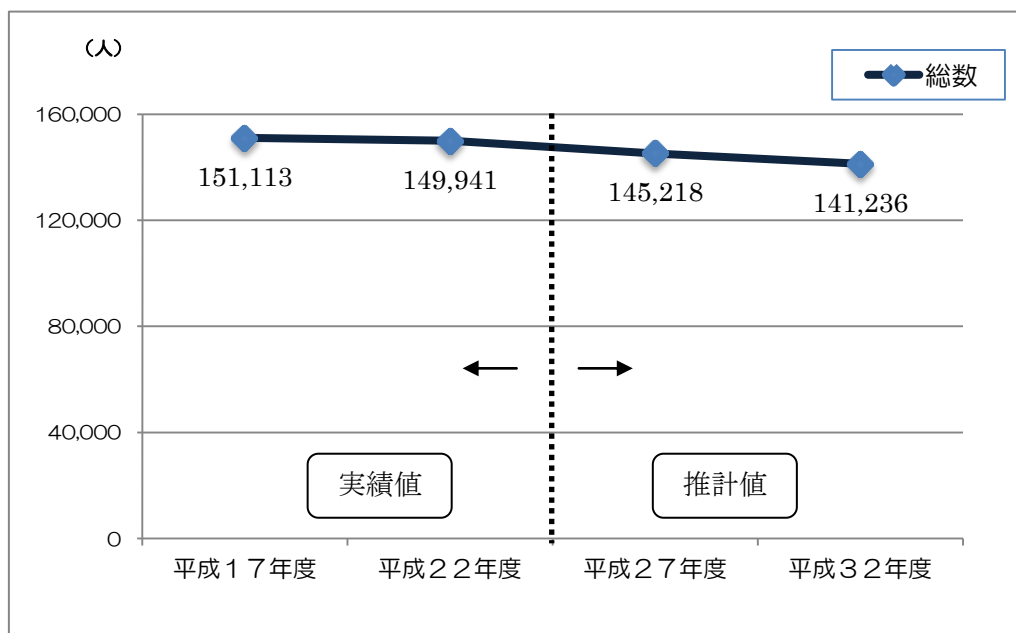


図2-2-1 人口の将来推計

第2節 ごみ排出量の将来予測

過去のごみ排出量の実績を参考に将来のごみ排出量の予測を行いますが、平成21年度以降は、鳥取県の調査でそれまで把握していなかった「事業系食品リサイクル排出量」^(注1)が把握できるようになったため、ごみ排出量の将来予測及び排出抑制目標の設定においては、「事業系食品リサイクル排出量」を含んだ数値を使用することとします。

予測の方法は、まず、「事業系食品リサイクル排出量」を含まない過去の実績から将来予測を行い、次にその推計値に「事業系食品リサイクル排出量」の推計値を加える方法で平成27年度、平成32年度のごみ排出量を推計します。

(注1)「事業系食品リサイクル排出量」とは、事業所から発生した食品残さを民間の食品リサイクル施設に直接搬入して処理を行った排出量

1 ごみ排出量(排出原単位)の将来予測

ごみ有料化実施後の平成19年度から平成22年度までの実績を基に、平成27年度と平成32年度のごみ排出量を推計しました。

排出原単位として、家庭系ごみは1人1日当たりの排出量(g/人・日)、事業系ごみは1日当たりの排出量(kg/日)を用いて予測しました。

ごみ排出量(排出原単位)の推計値は、図2-2-2、表2-2-2に示すとおりです。家庭系ごみの排出量が年々減少し、事業系ごみの排出量は、現状の値のままで推移すると見込まれます。

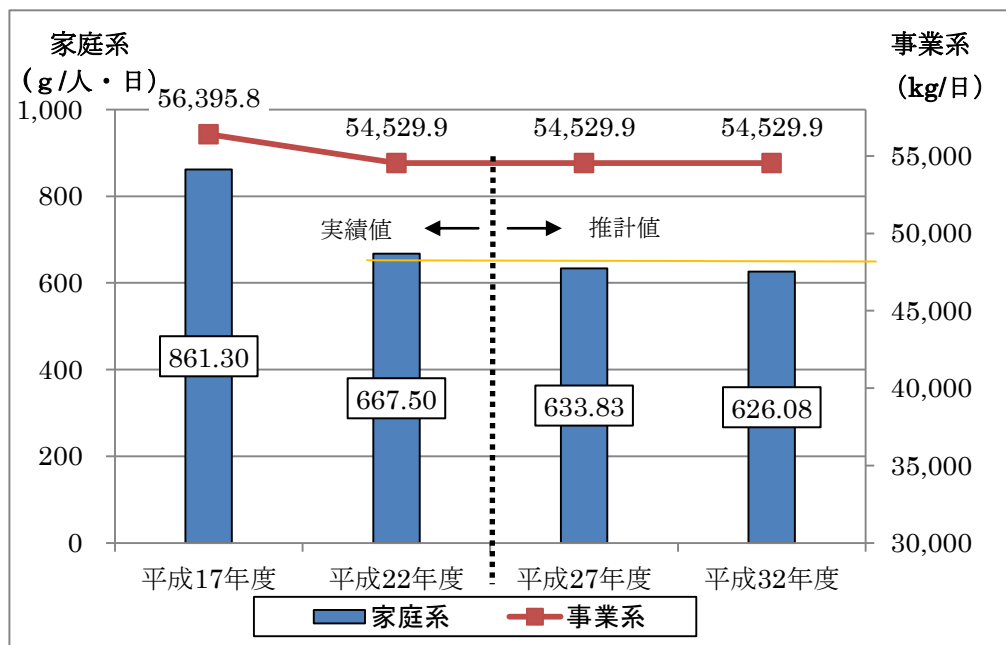


図2-2-2 ごみ排出量(排出原単位)の将来予測(食品リサイクル含まない)
 [家庭系(1人1日当たりの排出量)、事業系(1日当たりの排出量)]

第2部 ごみ処理基本計画

表2-2-2 ごみ排出量（排出原単位）の将来予測

収集区分		年度	実績値		推計値		備考
			平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度	
可燃ごみ	家庭系	g/人・日	626.4	491.7	491.7	491.7	H22年度 の実績値 で推移
	事業系	kg/日	51,641.5	51,345.0	51,345.0	51,345.0	
不燃ごみ	家庭系	g/人・日	37.5	28.2	28.2	28.2	
	事業系	kg/日	3,695.0	2,850.6	2,850.6	2,850.6	
不燃性粗大ごみ	家庭系	g/人・日	16.7	8.5	8.5	8.5	
	事業系	kg/日	200.9	91.5	91.5	91.5	
資源物 ※クリーンセンター古紙 類含む	家庭系	g/人・日	163.9	124.9	95.9	93.2	2次回帰
	事業系	kg/日	858.4	242.8	242.8	242.8	H22年度 の実績値 で推移
有害ごみ	家庭系	g/人・日	1.4	1.1	1.1	1.1	
集団回収	家庭系	g/人・日	15.4	13.1	8.5	3.4	1次回帰
計	家庭系	g/人・日	861.3	667.5	633.8	626.1	
	事業系	kg/日	56,395.8	54,529.9	54,529.9	54,529.9	

*「事業系食品リサイクル排出量」を含まない推計

2 ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量の将来予測

(1) ごみ排出量（排出原単位）からの将来予測

ごみ排出量（排出原単位）の将来予測を基に求めたごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量（家庭系・事業系）の推計値は、表2-2-3に示すとおりです。

ごみ総排出量は、ごみ排出量（排出原単位）に人口を乗じて算出しますが、人口の減少も影響して、緩やかに減少すると見込まれます。

表2-2-3 ごみ排出量の将来予測（食品リサイクル含まない）

	平成22年度 (実績値)	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
人口（人）	149,941	145,218	141,236
総排出量(t/年) (対H22比)	56,435	53,499 (△5.2%)	52,178 (△7.5%)
1人1日当たりの排出量 (家庭系・事業系) (g) (対H22比)	1,031	1,009 (△2.1%)	1,012 (△1.8%)

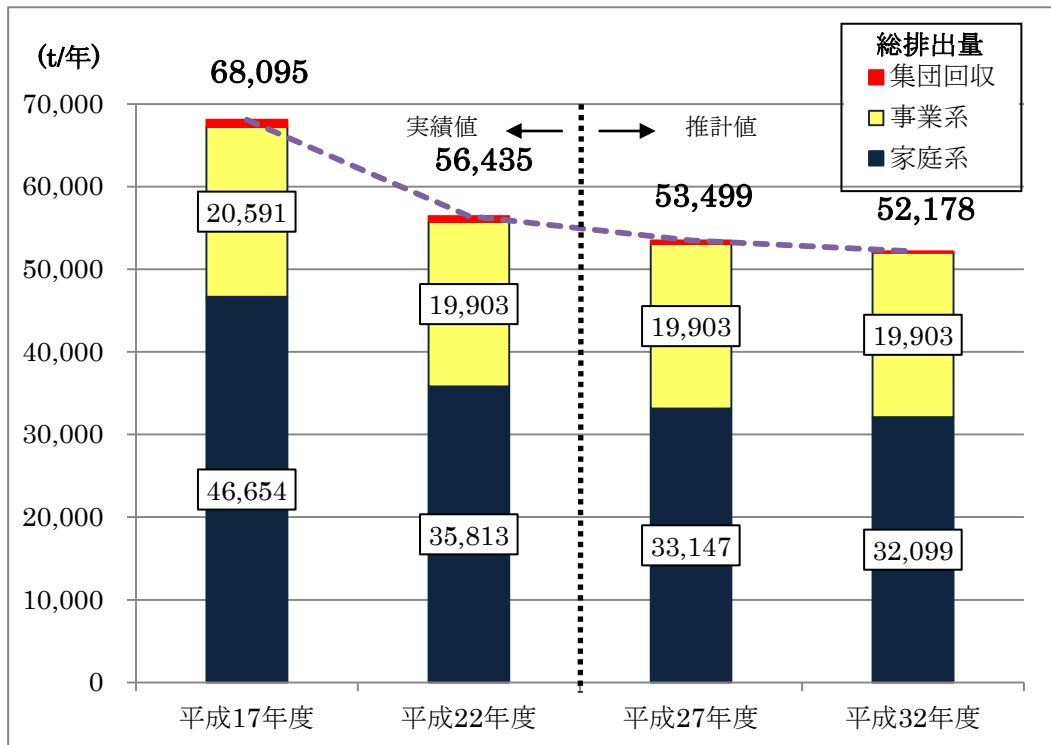


図 2-2-3 ごみ総排出量の将来予測 (食品リサイクル含まない)

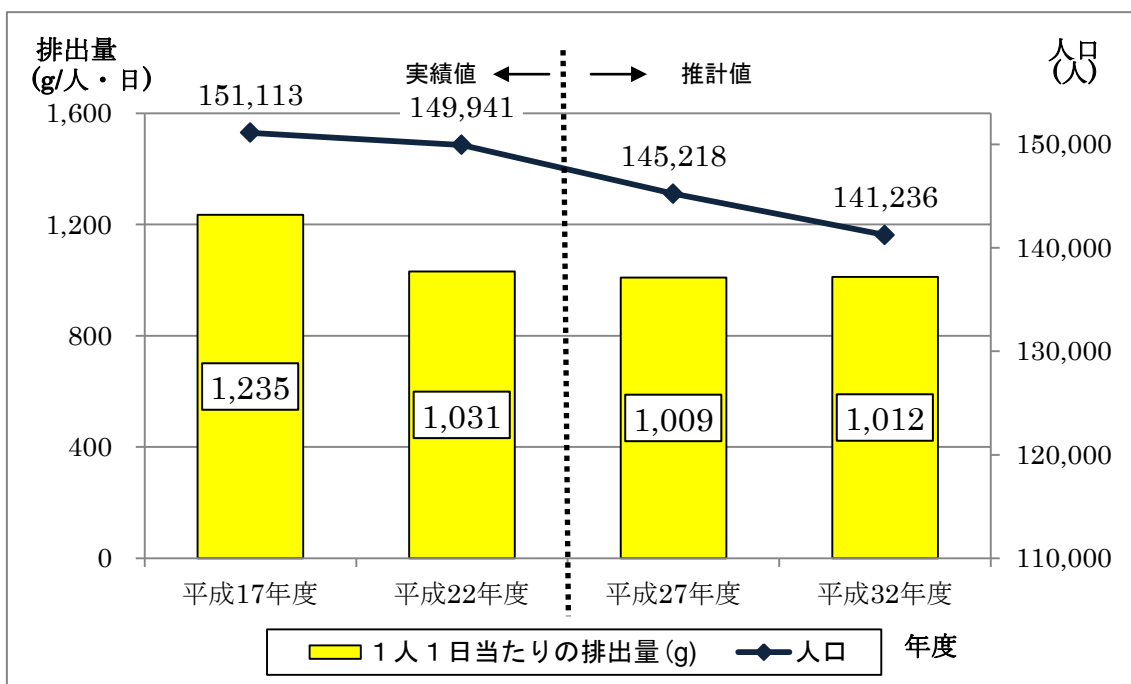


図 2-2-4 1人1日当たりのごみ排出量(家庭系・事業系)の将来予測 (食品リサイクル含まない)

第2部 ごみ処理基本計画

表2-2-4 収集区分別ごみ排出量の将来予測（食品リサイクル含まない）

年度			実績値		推計値	
			平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
人口			151,113	149,941	145,218	141,236
可燃ごみ	家庭系	kg/年	34,549,860	26,909,120	26,062,347	25,347,696
	事業系	kg/年	18,849,140	18,740,920	18,740,920	18,740,920
不燃ごみ	家庭系	kg/年	2,065,910	1,541,080	1,494,729	1,453,742
	事業系	kg/年	1,348,660	1,040,460	1,040,460	1,040,460
不燃性粗大ごみ	家庭系	kg/年	922,000	466,160	450,539	438,185
	事業系	kg/年	73,320	33,410	33,410	33,410
資源物 <small>※クリーンセンター古紙類含む</small>	家庭系	kg/年	9,039,024	6,835,492	5,081,283	4,802,762
	事業系	kg/年	313,320	88,620	88,620	88,620
有害ごみ	家庭系	kg/年	76,782	61,038	58,305	56,706
集団回収	家庭系	kg/年	850,699	719,162	448,419	175,789
家電4品目	事業系	kg/年	6,110	-	-	-
計			68,094,825	56,435,462	53,499,032	52,178,290
1人1日当たりの排出量(g)			1,235	1,031	1,009	1,012

(2) 「事業系食品リサイクル排出量」を含めたごみ排出量の将来予測

前記2(1)で予測したごみ排出量の推計値に、「事業系食品リサイクル排出量」の推計値を加え、表2-2-6のとおり推計を行いました。

「事業系食品リサイクル排出量」を含むごみ排出量の将来予測は、表2-2-5に示すとおりです。

表2-2-5 ごみ排出量の将来予測（食品リサイクル含む）

	平成22年度 (実績値)	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
人口(人)	149,941	145,218	141,236
総排出量(t/年) (対H22比)	59,174	56,238	54,917
1人1日当たりの排出量(g) (対H22比)	1,081	1,061 (△1.9%)	1,065 (△1.5%)

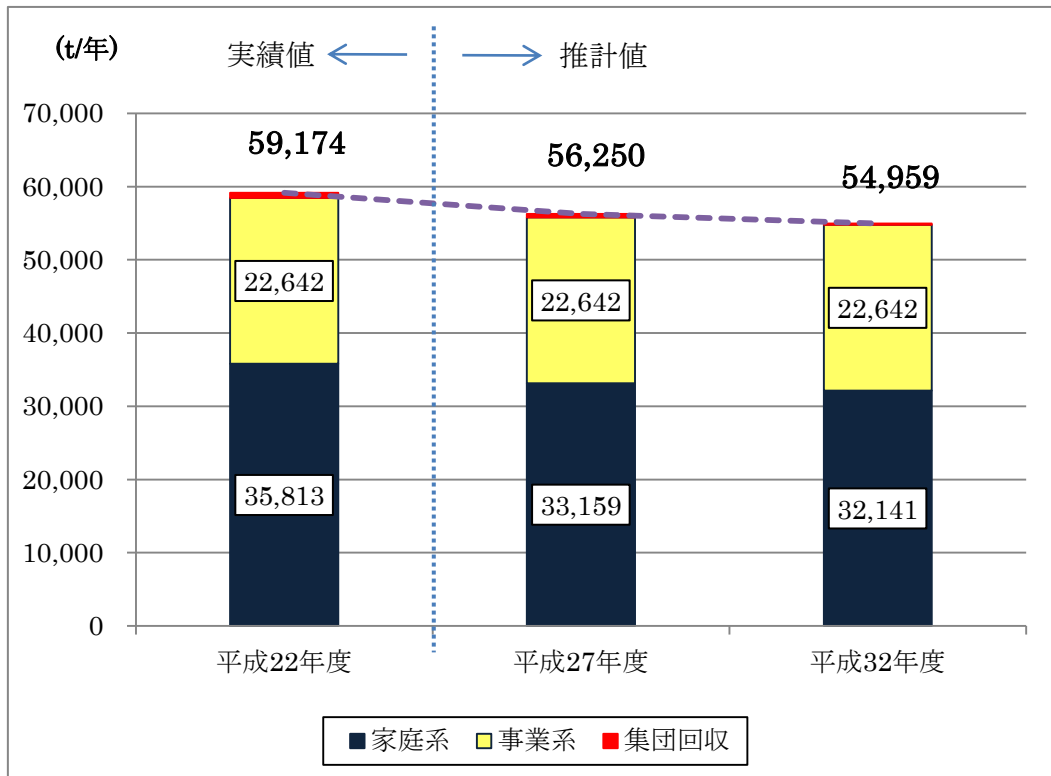


図 2-2-5 ごみ総排出量の将来予測 (食品リサイクル含む)

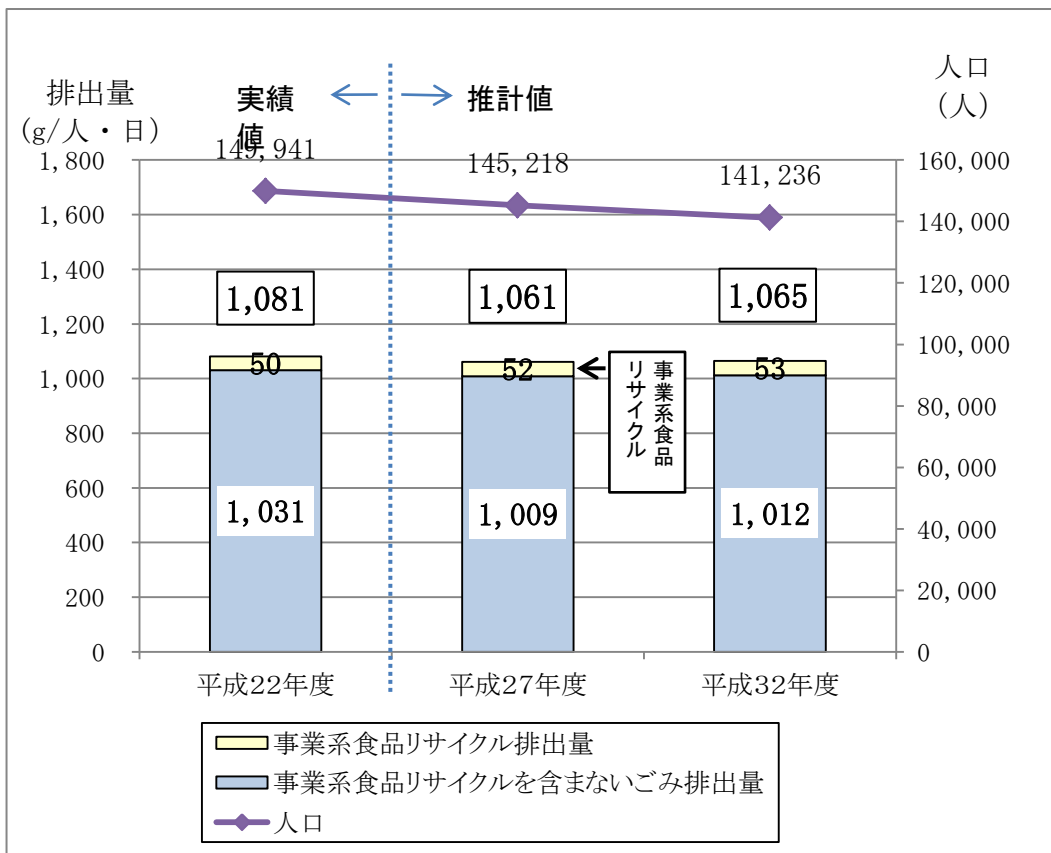


図 2-2-6 1人1日当たりのごみ排出量(家庭系・事業系)の将来予測 (食品リサイクル含む)

第2部 ごみ処理基本計画

表 2-2-6 収集区分別ごみ排出量の将来予測(食品リサイクル含む)

年度			実績値		推計値	
			平成22年度	平成27年度	平成32年度	
人口			149,941	145,218	141,236	
可燃ごみ	家庭系	t/年	26,909	26,062	25,348	
	事業系	t/年	18,741	18,741	18,741	
不燃ごみ	家庭系	t/年	1,541	1,495	1,454	
	事業系	t/年	1,040	1,040	1,040	
不燃性粗大ごみ	家庭系	t/年	466	451	438	
	事業系	t/年	33	33	33	
資源物	家庭系	t/年	6,835	5,081	4,803	
	事業系	t/年	89	89	89	
有害ごみ	家庭系	t/年	61	58	57	
集団回収	家庭系	t/年	719	448	176	
事業系食品リサイクル	事業系	t/年	2,739	2,739	2,739	
計		t/年	59,174	56,238	54,917	
1人1日当たりの 排出量	計	g/人・日	1,081	1,061	1,065	
	家庭系	g/人・日	668	634	626	
	事業系	g/人・日	414	427	439	

「事業系食品リサイクル排出量」を含めたごみ排出量等の実績値は表 2-2-7、表 2-2-8 のとおりです。

表 2-2-7 「事業系食品リサイクル排出量」の実績値

年度	排出量(t)
平成 21 年度	2, 252
平成 22 年度	2, 739

表 2-2-8 ごみ排出量等の実績値

年度		「事業系食品リサイクル排出量」を含まない数値		「事業系食品リサイクル排出量」を含む数値	
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
ごみ総排出量(t)		56, 981	56, 435	59, 233	59, 174
1人1日当たり ごみ排出量(g)	家庭系	682	668	682	668
	事業系	358	364	399	414
	合計	1, 040	1, 031	1, 081	1, 081
リサイクル率(%)		20. 2	19. 8	21. 4	21. 3
最終処分率(%)		7. 5	6. 7	7. 2	6. 4

第3節 基本方針

本計画では、第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011）においてまちづくりの目標の1つとして掲げた『住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまち』の実現を目指して、本市の実情に即した循環型社会の構築を進めるために、次のとおり、ごみ処理の基本方針を定めることとします。

ごみ処理の基本方針

基本方針1 情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実

循環型社会の構築のためには、市民・事業者・行政が共通の意識を持って、ごみ減量化や資源化を考え、行動することが大切です。市民・事業者等へごみ減量化・資源化の必要性等の情報を発信して情報を共有するとともに、環境教育・環境学習の充実により、市民各層の意識向上に取り組んでいくこととします。

基本方針2 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

「発生したごみをどのように処理するか」という意識から、「そもそもごみを発生させない」という意識への転換が重要です。

市民は「すぐにごみとなるものを家庭に持ち込まない」「ものを大切に使う」、事業者は生産や販売の段階で「すぐにごみとなるものを作らない、売らない」といったごみの発生を抑制する行動が定着するような取り組みを推進します。

市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの役割分担と責任のもとに上流対策であるごみの発生抑制（リフューズ）・排出抑制（リデュース）に取り組んでいくこととします。

基本方針3 リサイクルの推進

どうしても発生してしまうごみについては、できるだけ資源としてリサイクルします。分別収集の徹底や資源ごみ回収運動の推進、リサイクルに関する情報提供など、資源物をリサイクルしやすい環境をつくって、市民・事業者のリサイクルの推進に努めることとします。

基本方針4 適正かつ効率的な処理・処分の推進

ごみの適正かつ効率的な処理・処分を行っていくとともに、処理残さのリサイクルに努め、最終処分量の削減を図ることとします。

第4節 **ごみ減量化の目標値**

1 **ごみ減量化の目標値の設定**

第2節では本市人口の将来推計とごみ排出量の推移を基に将来のごみ排出量を予測しましたが、循環型社会の構築をさらに進めるためには、第3節のごみ処理基本方針に基づいた各種施策の実施によって達成を目指すごみ減量化の目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となってごみ減量化に取り組む必要があります。

2 **ごみ減量化の目標値**

平成22年度を基準年度、平成27年度を目標年度として、次のとおり1人1日当たりのごみ排出量と、リサイクル率（資源化率）、最終処分率の目標値を設定します。

(1) **ごみ排出量の目標値**

平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量を999gとする。（家庭系ごみ 620g、事業系ごみ 379g）

***平成22年度の1人1日当たりの排出量は、1,081g
（家庭系ごみ 668g、事業系ごみ 414g）**

(2) **リサイクル率の目標値**

平成27年度のリサイクル率を22.5%以上とする。

***平成22年度は、21.3%**

(3) **最終処分率の目標値**

平成27年度の最終処分率を6.2%以下とする。

***平成22年度は、6.4%**

<ごみ減量化の目標値>

		平成22年度 実績	平成27年度 目標値	平成22年度 比
1人1日当 たりのごみ排出量	家庭系	668g	620g	△7.2%
	事業系	414g	379g	△8.5%
	合計	1,081g	999g	△7.6%
リサイクル率		21.3%	22.5% 以上	H22との差 1.2%
最終処分率		6.4%	6.2% 以下	H22との差 △2.0%

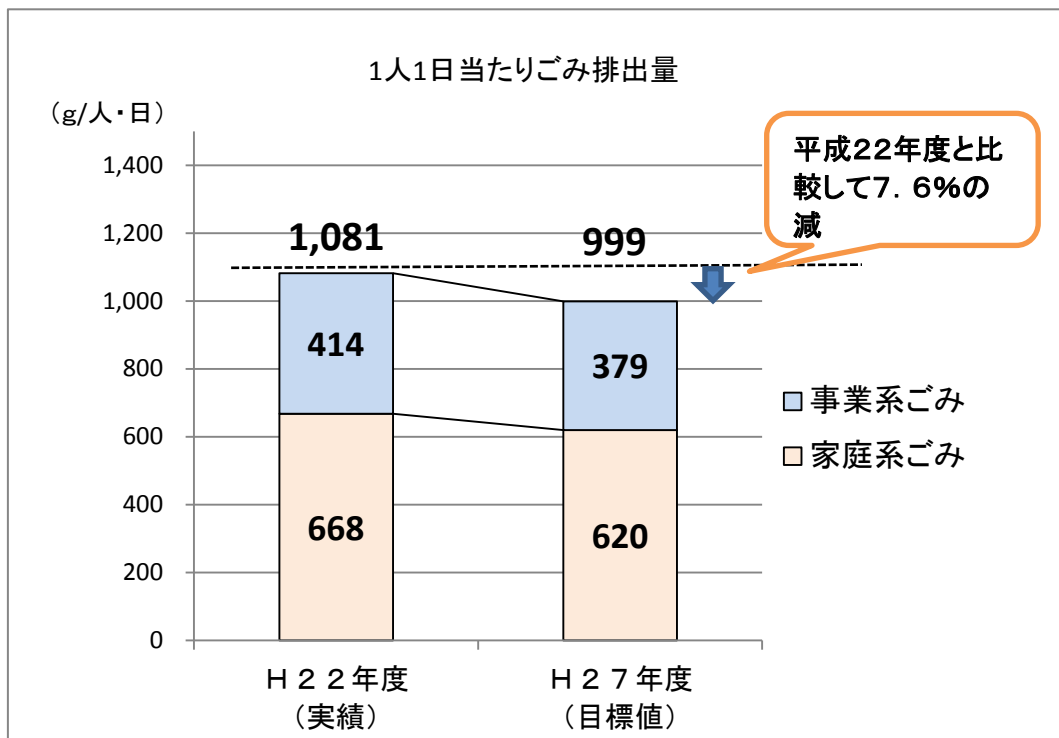


図 2-2-7 1人1日当たりごみ排出量目標値

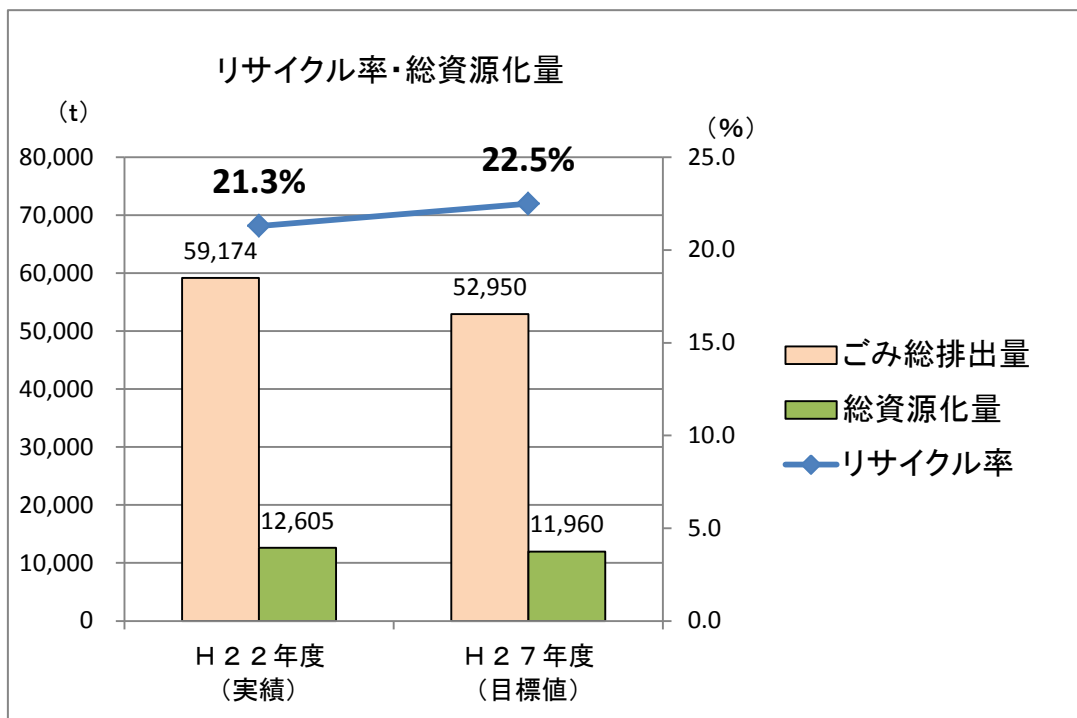


図 2 - 2 - 8 リサイクル率目標値

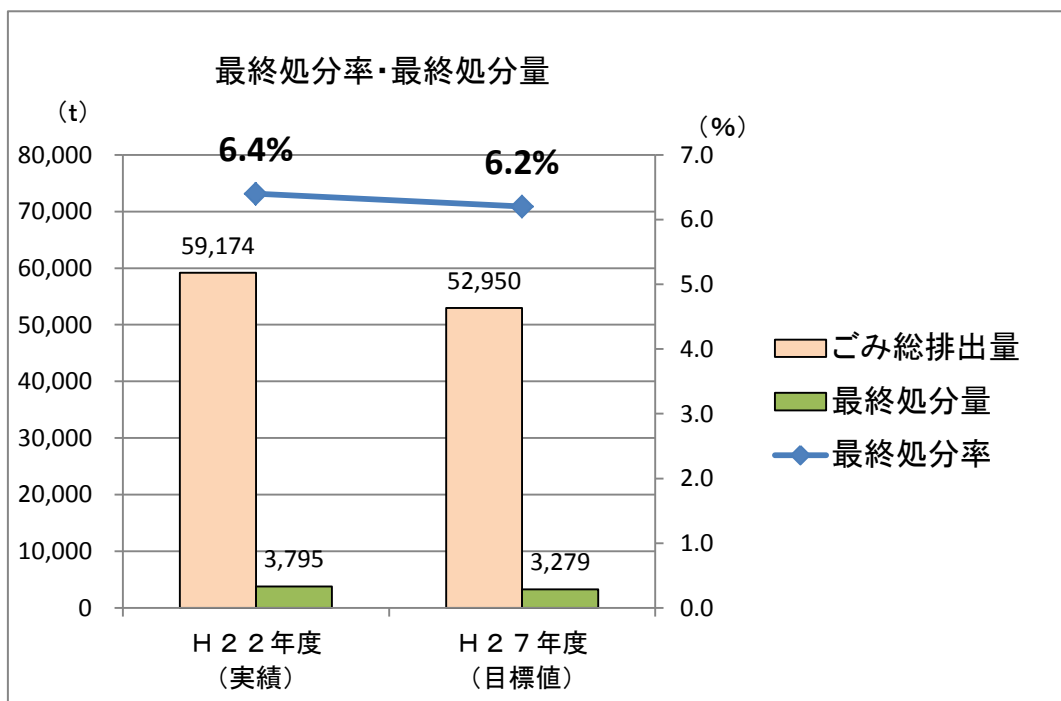


図 2 - 2 - 9 最終処分率目標値

(4) 分別区分ごとの具体的な目標

平成27年度に設定した1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率(資源化率)及び最終処分率の目標値を達成するために、各種施策の実施によって達成を目指す分別区分ごとの具体的な目標を次のとおり定めます。

家庭系ごみ	<p>○可燃ごみ 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して1割減量する。</p> <p>○不燃ごみ・不燃性粗大ごみ 1人1日当たりの排出量を平成22年度に対して1割減量する。</p> <p>○資源物 1人1日当たりの排出量を平成22年度以下とする。</p> <p>○集団回収 年間回収量を平成22年度に比べて2割増加させる。</p>
事業系ごみ	<p>○可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源物 総排出量を平成22年度に比べて1割減量する。</p>

表2-2-9 収集区分別ごみ排出量(排出原単位)の目標値

収集区分		年度	実績値		目標値	
			平成22年度	平成27年度	目標	
可燃ごみ	家庭系	g/人・日	491.7	442.5	1割減量	
	事業系	kg/日	51,345.0	46,210.5	1割減量	
不燃ごみ	家庭系	g/人・日	28.2	25.4	1割減量	
	事業系	kg/日	2,850.6	2,565.5	1割減量	
不燃性粗大ごみ	家庭系	g/人・日	8.5	7.7	1割減量	
	事業系	kg/日	91.5	82.4	1割減量	
古紙類	家庭系	g/人・日	95.2	95.2	H22以下	
ペットボトル	家庭系	g/人・日	4.7	4.7		
白色発泡	家庭系	g/人・日	1.1	1.1		
缶・ビン	家庭系	g/人・日	23.4	23.4		
再利用ビン	家庭系	g/人・日	0.6	0.6		
ペットボトル	事業系	kg/日	13.4	12.1	1割減量	
缶・ビン	事業系	kg/日	229.4	206.5		
有害ごみ	家庭系	g/人・日	1.1	1.1	H22以下	
集団回収	家庭系	g/人・日	13.1	16.3	2割増量	
事業系食品リサイクル	事業系	kg/日	7,504.1	6,027.4		
計	家庭系	g/人・日	667.6	617.9		
	事業系	kg/日	62,034.0	55,104.3		
		g/人・日	413.7	379.4		

3 ごみ減量化の目標を達成した場合のごみ排出量等

(1) 平成27年度（目標年次）のごみ排出量等

ごみ減量化の目標値を達成した場合の平成27年度（目標年次）におけるごみ排出量、資源化量、最終処分量の推計値は、表2-2-10～11、図2-2-10に示すとおりとなります。

表2-2-10 ごみ排出量等の比較（減量化目標を達成した場合）

	平成22年度 (実績)	平成27年度 (目標年次)推計値
ごみ総排出量(t) (H22比)	59,174	52,950 (△10.5%)
資源化量(t) (H22比)	12,605	11,960 (△5.1%)
最終処分量(t) (H22比)	3,795	3,279 (△13.6%)

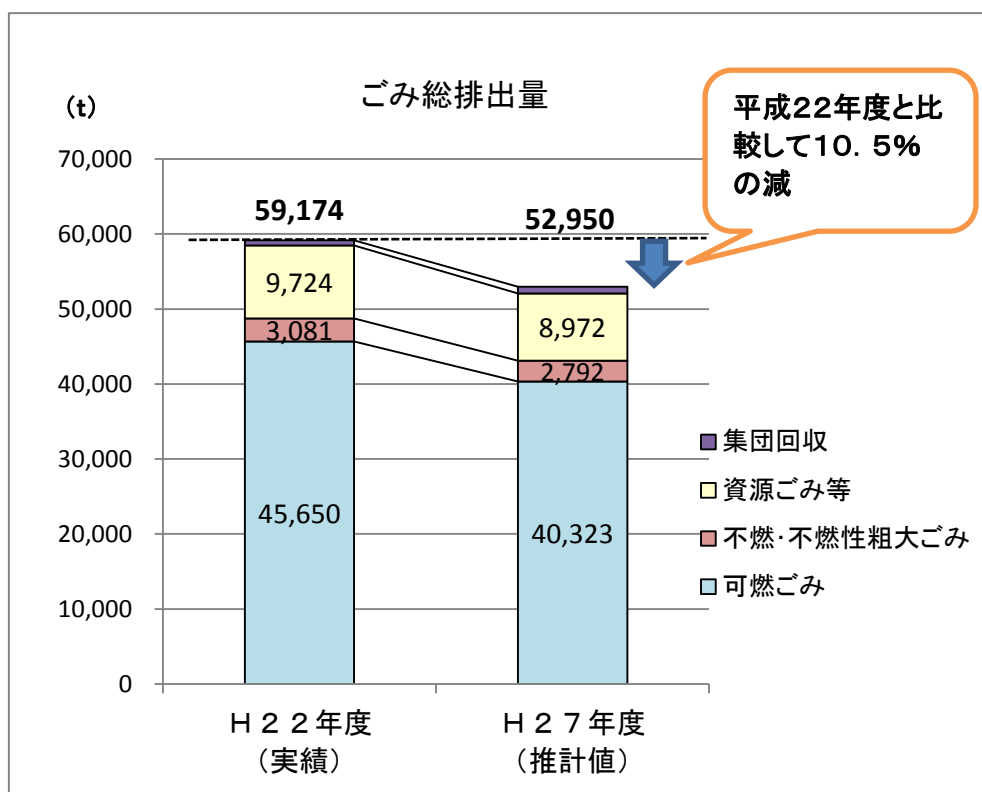


図2-2-10 ごみ排出量の比較（ごみ減量化目標を達成した場合）

表2-2-11 ごみ排出量の比較(ごみ減量化目標を達成した場合)

収集区分		実績値	推計値
		平成22年度 (t/年)	平成27年度 (t/年)
可燃ごみ	家庭系	26,909	23,456
	事業系	18,741	16,867
不燃ごみ	家庭系	1,541	1,345
	事業系	1,040	1,008
不燃性粗大ごみ	家庭系	466	405
	事業系	33	33
古紙類	家庭系	5,212	5,046
ペットボトル	家庭系	255	249
	事業系	5	5
白色発泡	家庭系	59	58
缶・ビン	家庭系	1,278	1,240
	事業系	84	84
再利用ビン	家庭系	31	32
有害ごみ	家庭系	61	58
集団回収	家庭系	719	863
事業系食品リサイクル	事業系	2,739	2,200
計		59,174	52,950

(2) 平成27年度(目標年次)のごみ処理フロー

ごみ減量化の目標値を達成した場合のごみ排出量、資源化量等を推計した平成27年度(目標年次)におけるごみ処理フローは、図2-2-11のとおりとなります。

第2部 ごみ処理基本計画

平成27年度(目標年次)ごみ処理フロー

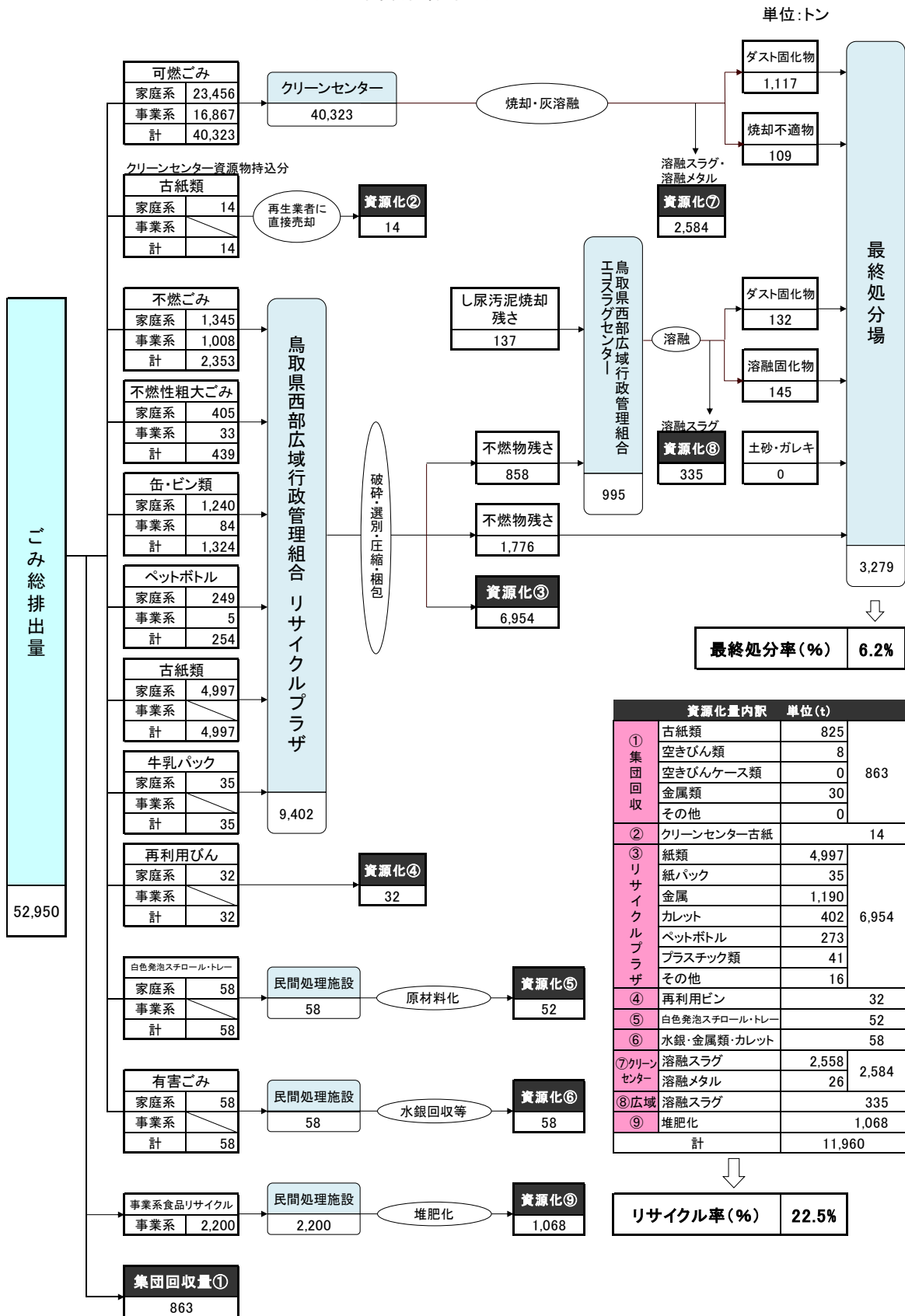


図 2-2-11 平成27年度(目標年次)のごみ処理フロー

4 目標値の設定方法

ごみ減量化の目標値は国や県においてそれぞれ定められていますが、本市の実情に即した目標値の検討に当たっては、国や県の目標値を視野に入れながら、目標達成に向けて展開する減量化施策が今後も続くと思込まれる低成長時代においても継続を求められることを考慮しなければなりません。

そのためには、県内市町村及び全国の類似都市のごみ排出量と都市形態の状況を分析することにより、市町村の中での本市の現在位置を確認するとともに本市の目指す目標値の実現可能性を検討することが必要です。

(1) 県内市町村との比較

平成21年度の県内市町村のごみ排出量の状況は、表2-2-12と図2-2-12のとおりです。

平成21年度の本市のごみ排出量の順位は、1人1日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）が県内19市町村の中で18位、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量も同じく18位、1人1日当たりの事業系のごみ排出量は17位となっています。

表2-2-12 鳥取県内市町村のごみの量（1）

<家庭系・事業系ごみ合計>						<家庭系ごみ>			<事業系ごみ>		
順位	市町村	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排 出量(t)	総人口 (人)	人口密度 (人/k㎡)	順位	市町村	1人1日当たり 家庭系ごみ排 出量(g/人・日)	順位	市町村	1人1日当たり 事業系ごみ排 出量(g/人・日)
1	八頭町	627	4,463	19,502	90.3	1	日南町	534	1	岩美町	2
2	若桜町	643	986	4,198	19.5	2	江府町	544	2	若桜町	10
3	大山町	644	4,362	18,543	93.9	3	八頭町	550	3	智頭町	14
4	日南町	662	1,422	5,887	16.1	4	湯梨浜町	565	4	大山町	72
5	江府町	671	876	3,575	27.0	5	大山町	572	5	八頭町	77
6	智頭町	677	2,065	8,352	35.6	6	鳥取市	596	6	日野町	77
7	岩美町	688	3,307	13,173	102.6	7	伯耆町	609	7	南部町	121
8	日野町	706	1,011	3,925	28.4	8	琴浦町	614	8	江府町	127
9	南部町	748	3,242	11,869	102.5	9	三朝町	622	9	日南町	128
10	伯耆町	801	3,473	11,883	84.2	10	南部町	627	10	伯耆町	192
11	北栄町	846	5,030	16,291	270.6	11	日野町	628	11	北栄町	199
12	琴浦町	879	6,220	19,396	132.7	12	若桜町	633	12	琴浦町	265
13	湯梨浜町	887	5,739	17,723	220.6	13	倉吉市	640	13	境港市	305
14	鳥取市	948	68,499	197,994	258.9	14	北栄町	646	14	湯梨浜町	322
15	三朝町	963	2,598	7,388	30.5	15	日吉津村	663	15	三朝町	342
16	境港市	1,035	13,707	36,273	1,227.8	16	智頭町	663	16	鳥取市	352
17	倉吉市	1,072	19,983	51,080	186.6	17	岩美町	686	17	米子市	401
18	米子市	1,088	59,231	149,095	1,120.4	18	米子市	687	18	倉吉市	432
19	日吉津村	1,942	2,363	3,334	781.0	19	境港市	731	19	日吉津村	1,279
参考	鳥取県	953	208,577	599,481		参考	鳥取県	633	参考	鳥取県	320

(注) 上記のごみ量は全て集団回収量を含みます。

出典「平成21年度一般廃棄物処理実態調査」

第2部 ごみ処理基本計画

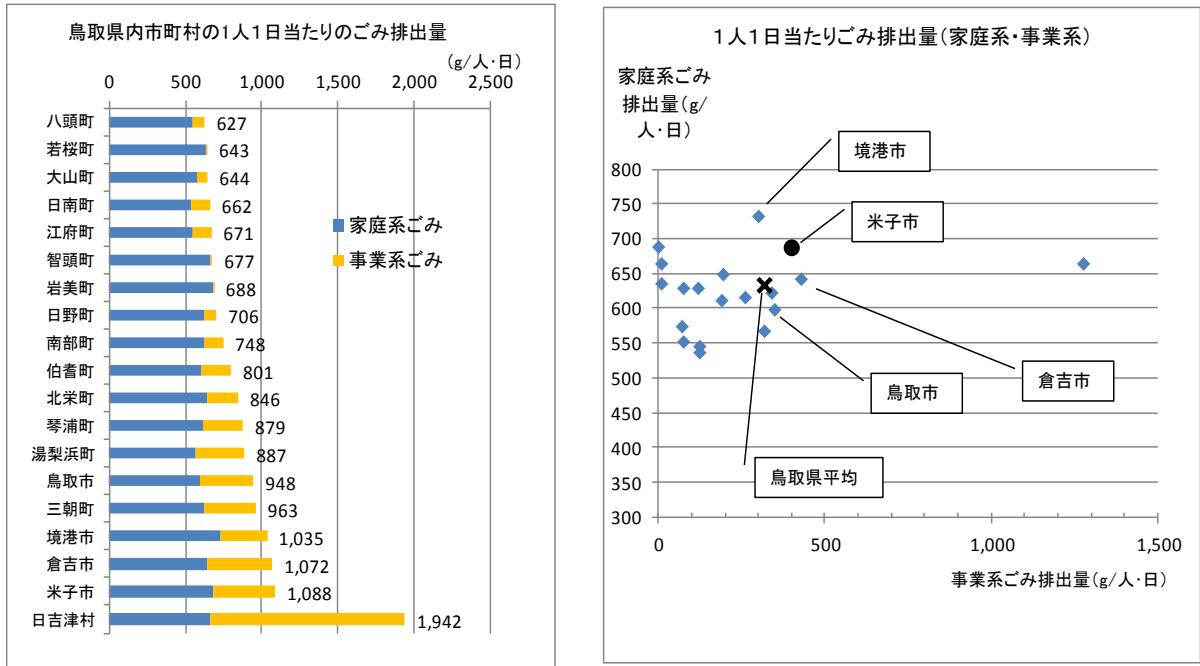


図 2-2-1-2 鳥取県内市町村のごみの量 (2)

(2) 類似団体との比較

本市と人口規模や都市形態が似通っている都市グループ(類似団体と言います)は、平成21年度は42団体でした。

※ 類似団体とは、人口と産業構造(産業別就業人口の比率)により態様が似通った市町村ごとに総務省が分類したもので、市町村は、類似団体との比較により自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、将来の財政運営に反映させることができます。米子市の属する類似団体は、平成21年度は「都市類型Ⅲ-1」で、次の条件をすべて満たす都市グループです。

- (1) 人口10万人以上15万人未満
- (2) 産業別就業人口の比率
 - ① 2次産業及び3次産業の合計が95%未満
 - ② 3次産業が55%以上

平成21年度の類似団体のごみ排出量の状況は、表2-3-2と図2-3-2のとおりです。

平成21年度の本市のごみ排出量の順位は、1人1日当たりの排出量(家庭系・事業系の合計)が類似団体42市の中で30位、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量は22位、1人1日当たりの事業系のごみ排出量は37位で、家庭系ごみの中位に、その他は下位に位置しています。

また、類似団体の平均値は、1人1日当たりの排出量(家庭系・事業系の

合計)の平均値が990g、1人1日当たりの家庭系のごみ排出量の平均値は706g、1人1日当たりの事業系のごみ排出量の平均値は284gとなっています。

表2-2-13 類似団体のごみの量(1)

類似団体のごみの量(平成21年度実績)

<家庭系・事業系ごみ合計>

順位	市町村	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排 出量(t)	総人口 (人)
1	沖縄県うるま市	714	30,701	117,748
2	東京都東久留米市	796	33,359	114,848
3	鹿児島県薩摩川内市	815	30,220	101,559
4	静岡県藤枝市	819	42,903	143,507
5	佐賀県唐津市	836	40,208	131,694
6	埼玉県鴻巣市	844	36,637	118,986
7	鹿児島県鹿屋市	847	32,667	105,629
8	滋賀県長浜市	859	38,383	122,444
9	香川県丸亀市	881	35,980	111,935
10	岡山県津山市	900	35,448	107,892
11	宮城県大崎市	902	45,076	136,920
12	山口県岩国市	910	49,467	148,962
13	熊本県八代市	920	45,791	136,296
14	栃木県栃木市	928	48,024	141,763
15	神奈川県伊勢原市	932	34,356	100,997
16	北海道江別市	935	41,837	122,568
17	鹿児島県霧島市	937	43,881	128,337
18	兵庫県三田市	943	38,983	113,285
19	愛知県稲沢市	943	46,477	134,965
20	岩手県花巻市	954	36,382	104,462
21	埼玉県加須市	970	41,147	116,170
22	北海道北見市	981	45,127	125,974
23	埼玉県三郷市	986	46,389	128,963
24	茨城県古河市	平均 987	52,371	145,315
25	宮城県延岡市	994	48,816	134,485
26	長崎県諫早市	1,003	52,046	142,145
27	栃木県那須塩原市	1,005	42,770	116,538
28	山形県鶴岡市	1,018	51,802	139,438
29	島根県出雲市	1,049	55,854	149,925
30	米子市	1,088	59,231	149,095
31	北海道小樽市	1,096	54,056	135,168
32	山形県酒田市	1,101	45,629	113,591
33	広島県三原市	1,107	41,149	101,879
34	福島県会津若松市	1,128	52,556	127,659
35	愛媛県西条市	1,130	47,358	114,793
36	千葉県成田市	1,131	52,006	125,944
37	新潟県三条市	1,137	43,671	105,230
38	埼玉県深谷市	1,162	61,492	144,976
39	茨城県土浦市	1,186	62,229	143,705
40	千葉県木更津市	1,209	56,125	127,213
41	山口県防府市	1,232	53,236	118,396
42	新潟県新発田市	1,258	47,437	103,343
	平均	990		

<家庭系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 家庭系ごみ排 出量(g/人・日)
1	うるま市	513
2	鹿屋市	555
3	花巻市	594
4	延岡市	604
5	津山市	609
6	八代市	626
7	諫早市	626
8	新発田市	629
9	霧島市	635
10	薩摩川内市	636
11	唐津市	640
12	那須塩原市	646
13	岩国市	647
14	大崎市	647
15	長浜市	663
16	三田市	669
17	三条市	681
18	三原市	683
19	小樽市	683
20	出雲市	684
21	丸亀市	687
22	米子市	687
23	北見市	690
24	鴻巣市	695
25	藤枝市	696
26	栃木市	平均 698
27	江別市	710
28	鶴岡市	718
29	成田市	753
30	木更津市	754
31	三郷市	779
32	伊勢原市	779
33	稲沢市	781
34	東久留米市	796
35	古河市	801
36	土浦市	813
37	会津若松市	829
38	西条市	842
39	防府市	855
40	酒田市	858
41	加須市	876
42	深谷市	890
	平均	706

<事業系ごみ>

順位	市町村	1人1日当たり 事業系ごみ排 出量(g/人・日)
1	東久留米市	0
2	加須市	95
3	藤枝市	123
4	鴻巣市	149
5	伊勢原市	153
6	稲沢市	163
7	薩摩川内市	179
8	古河市	186
9	丸亀市	194
10	長浜市	196
11	唐津市	197
12	うるま市	202
13	三郷市	206
14	江別市	225
15	栃木市	230
16	酒田市	243
17	大崎市	255
18	岩国市	263
19	深谷市	272
20	三田市	平均 274
21	西条市	289
22	津山市	292
23	北見市	292
24	鹿屋市	293
25	八代市	294
26	会津若松市	299
27	鶴岡市	299
28	霧島市	302
29	那須塩原市	360
30	花巻市	360
31	出雲市	365
32	土浦市	374
33	諫早市	377
34	防府市	377
35	成田市	378
36	延岡市	390
37	米子市	401
38	小樽市	412
39	三原市	424
40	木更津市	455
41	三条市	456
42	新発田市	629
	平均	284

(注) 上記のごみ量は全て集団回収量を含みます。

出典「平成21年度一般廃棄物処理実態調査」

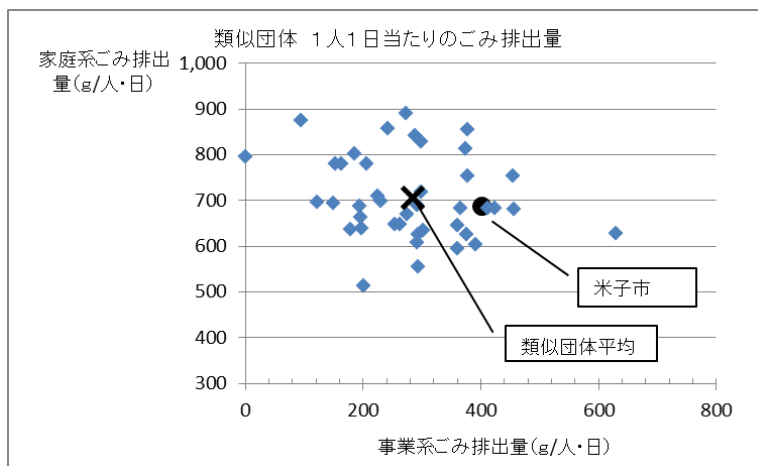


図 2-2-13 類似団体のごみの量 (2)

(3) 類似団体との比較による目標値の設定

類似団体が人口規模や都市形態が似通っている都市のグループであり、財政運営面において互いに比較検討するために設定されたものであることを考慮すると、ごみ減量化施策の持続可能性という観点から、類似団体のごみ排出量の平均値 990 g を本市のごみ減量化の目標とすることが考えられます。

ごみの減量化は市民や事業者の協力が不可欠であり、市民や事業者に分かりやすい目標とすることも重要であるため、平成 22 年度の本市の 1 人 1 日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）1,081 g を平成 27 年度には 1,000 g 未満とすることを目標として設定することとします。

本市の平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）を 999 g に設定した場合は、リサイクル率が 22.5%、最終処分率は 6.2%になると見込まれます。

		平成 21 年度 実績	平成 27 年度 目標値
1人1日当たり のごみ排出量	合計 (H21比)	1,081g	999g (△7.6%)
	家庭系 (H21比)	682g	620g (△9.1%)
	事業系 (H21比)	399g	379g (△5.0%)
リサイクル率 (H21比)	21.4%	22.5% (5.1%)	
最終処分率 (H21比)	7.2%	6.2% (△13.9%)	

(4) 国・県の目標値との比較

① 県の目標値との比較

ア 鳥取県は、「鳥取県廃棄物処理計画（平成23年10月策定）」で次のとおり一般廃棄物の目標値を定めています。

(ア) ごみ排出量

関係団体等と連携して、各家庭における4R^(注1)の推進、特に生ごみ等の減量リサイクル（生ごみの水切り、堆肥化）の実践活動の普及を図り、1人1日当たりの排出量を毎年約10g削減することにより、平成26年度に880gとすることを目標とします。

(注1) 4Rとは、鳥取県が進める循環型社会を形成するために必要な4つの取り組みであるリフューズ（Refuse：断る）、リデュース（Reduce：減量化）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称です。

(イ) リサイクル率

関係団体等と連携して各家庭におけるミックスペーパー（雑紙）のリサイクルの普及を図るとともに、生ごみの拠点回収の拡大やリサイクルが困難な紙おむつやガラスくずのリサイクルを進めることにより、リサイクル率を年に約1%向上させ、平成26年度には全国トップレベルの30%とすることを目標とします。

(ウ) 最終処分量

減量リサイクルの推進と相まって、最終処分量を削減し、これにより平成26年度には11,000トンとすることを目標とします。

表2-2-14 「鳥取県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の目標

	平成21年度 (基準年度)	平成26年度 (目標年度)	比較
1人1日当たりのごみ排出量	913g	880g	平成21年度の4%減
リサイクル率	23.3%	30%	平成21年度の20%増
最終処分量	19,000トン	11,000トン	平成21年度の40%減

第2部 ごみ処理基本計画

イ 県の目標値の設定方法に準じて計算した場合の本市の平成27年度の目標値は次のとおりとなります。

	平成21年度実績	平成27年度目標値 (※県の目標値の設定方法に準じて計算した場合)	
1人1日当たりのごみ排出量	1,081g	1,038g	平成21年度の4%減で計算
リサイクル率	21.4%	25.7%	平成21年度の20%増で計算
最終処分率	7.2%	3.0%	平成21年度の40%減で計算

ウ 県の目標の達成状況

類似団体との比較から設定した本市の平成27年度の目標値の1人1日当たりの排出量(家庭系・事業系の合計)999g、リサイクル率22.5%、最終処分率6.2%を上記イの数値と比較すると、排出量は県の目標を達成できますが、リサイクル率と最終処分率は県の目標を達成しないこととなります。

② 国の目標値との比較

国は、次のとおり一般廃棄物の目標を定めています。

ア 「第2次循環社会形成推進基本計画(平成20年3月策定)」における一般廃棄物の目標

表2-2-15 「第2次循環社会形成推進基本計画」における一般廃棄物の目標

	平成12年度実績 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	
1人1日当たりのごみ排出量	約1,185g	約1,067g	平成12年度⇒27年度で約10%削減
1人1日当たりの家庭から排出するごみの量 (資源ごみ等を除く)	約660g	約530g	平成12年度⇒27年度で約25%削減
事業ごみの総量	約1,799万トン	約1,439万トン	平成12年度⇒27年度で約20%削減

イ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年12月改定）における一般廃棄物の目標

表2-2-16 「廃棄物処理法に基づく基本方針」における一般廃棄物の目標

	平成27年度(目標値)
ごみ総排出量	平成19年度比約5%削減
再生利用率 (リサイクル率)	約25% (平成19年度の20%増)
最終処分量	平成19年度比約22%削減

ウ 国の目標値の設定方法に準じて計算した場合の本市の平成27年度の目標値は次のとおりとなります。

	平成19年度 実績	平成27年度目標値 (※国の目標値の設定方法に準じて計算した場合)	
1人1日当たりのごみ排出量	1,095g	1,040g	平成19年度の5%減で計算
リサイクル率	20.3%	24.3%	平成19年度の20%増で計算
最終処分率(%)	12.7%	10.4%	平成19年度の22%減で計算

エ 国の目標の達成状況

類似団体との比較から設定した本市の平成27年度の目標値の1人1日当たりの排出量（家庭系・事業系の合計）999g、リサイクル率22.5%、最終処分率6.2%を上記ウの数値と比較すると、排出量及び最終処分率は国の目標を達成することになりますが、リサイクル率は国の目標を達成しないこととなります。

第5節 排出抑制・資源化計画

1 情報発信の推進と環境教育・環境学習の充実

① 情報の発信

<施策の方向性>

- ◆市のホームページ、広報誌、ごみ情報誌「よなごみ通信」等を通じて、ごみの減量化・資源化の必要性やごみの量、ごみ処理経費、市民・事業者の取り組みなどを分かりやすく情報発信し、ごみの減量化・資源化の行動に結びつくように市民・事業者の意識の向上に取り組みます。
- ◆行政や民間団体が主催する、ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの情報を発信します。
- ◆携帯電話を活用して、ごみの出し方、収集日など市民に役立つ情報を提供します。

<施策>

- ◇ホームページ、広報紙、「よなごみ通信」等を活用した情報発信
- ◇各種イベントの情報発信
- ◇リサイクルショップ等の情報発信
- ◇携帯電話を活用した市民に役立つ情報の提供

② 環境教育・環境学習の充実

<施策の方向性>

- ◆次世代を担う小中学生に対し、子どものうちから環境意識を根付かせることが大切です。学校や地域と連携を図り、環境教育・環境学習を推進していきます。また、高校、大学についても環境講座や分別説明会の実施等により、環境教育・環境学習の場を広げていきます。
- ◆子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、気軽に楽しく環境問題やごみの分別や減量について学習できるように、ごみや環境に関する講座の充実を図っていきます。

<施策>

- ◇小中学校、高校での環境学習講座の開催
- ◇公民館等での環境学習講座の開催
- ◇クリーンセンターなどのごみ処理施設の見学の実施
- ◇ごみの収集体験など体験型学習、親子を対象とした環境学習等の実施

- ◇自治会等でのごみ分別講習会の開催
- ◇ビデオやDVDの貸し出し
- ◇大学生に対し、入学時に分別説明会を実施

2 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 啓発活動の充実、発生・排出抑制への誘導

<施策の方向性>

- ◆自治会、リサイクル推進員等と連携して、地域におけるごみの発生・排出抑制の啓発活動を推進することとします。
- ◆レジ袋等をごみにしないために、ノーレジ袋推進協議会に参画し、レジ袋の削減やマイバッグ運動を促進することとします。
- ◆企業や各種団体と連携して、環境フェアなどのイベントを実施し、ごみや環境について啓発を行っていきます。
- ◆使用される可燃ごみ袋の6割が大袋（40ℓ）のため、減量化の誘導策として、30リットルサイズの可燃ごみ袋の導入を検討していきます。

<施策>

- ◇自治会、リサイクル推進員等と連携した地域におけるごみの発生・排出抑制の啓発活動の推進
- ◇マイバッグ運動の促進、ノーレジ袋デーなどの広報
- ◇環境フェアの開催
- ◇30リットルサイズの可燃ごみ袋の導入の検討

② 生ごみ類の減量化・資源化

<施策の方向性>

- ◆家庭系の生ごみについては、三角コーナーの使用などによる水切りの徹底により減量化を図ります。また、家庭内での自己処理・堆肥化を目指し、生ごみ処理機・処理容器の購入者に助成するほか、ダンボール箱を使った生ごみ堆肥作りの普及を図ります。
- ◆事業系の生ごみについては、食品リサイクル法の周知や、リサイクル方法等の情報提供を図っていきます。
- ◆生ごみは家庭から出る可燃ごみの約半分を占めていることから、減量化・資源化について調査・研究を進めていきます。

第2部 ごみ処理基本計画

<施策>

家庭系生ごみ

- ◇生ごみの水切りの促進
- ◇生ごみ処理機、処理容器の購入費補助
- ◇ダンボールを利用した生ごみ堆肥づくりの普及促進

事業系生ごみ

- ◇食品リサイクル法の周知や、リサイクル方法等の情報提供

③ 事業系ごみの排出抑制

(1) 事業所について

<施策の方向性>

- ◆事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、ごみと資源物の分別方法等を記載したガイドブックを作成し、事業者へ配布します。
- ◆ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証制度の情報発信・啓発を進め、事業所のごみの減量化・資源化について、事業所の自主的な取り組みを促進します。
- ◆ごみ減量に向けて優良な取り組みを行っている事業者については、広報誌やホームページ等でその工夫内容を紹介していきます。

<施策>

- ◇事業者向けガイドブックの作成
- ◇ISO14001等の環境マネジメントシステム認証制度の情報発信・啓発
- ◇事業所のごみ減量取組事例紹介

(2) 販売店について

<施策の方向性>

- ◆牛乳パックやトレイ等の店頭回収の充実、簡易包装の推進、リターナブルびん・詰め替え製品の販売を働きかけることとします。
- ◆過剰包装の自粛、レジ袋の削減・マイバッグ運動などに対する協力を働きかけることとします。
- ◆販売店が行うごみ減量化・資源化に関する情報を発信していきます。

<施策>

- ◇トレイ等の店頭回収充実、簡易包装等の働きかけ
- ◇マイバッグ持参、ノーレジ袋運動の取り組み促進
- ◇販売店が行うごみ減量化・資源化に関する情報を発信

(3) 市の取り組み

<施策の方向性>

- ◆米子市（市役所庁舎、市の各施設・部署）が、「環境にやさしい米子市役所 率先実行計画」に基づき、率先してごみの減量化に取り組んでいきます。また、取り組み状況や成果を広報し、市民・事業者への啓発を図っていきます。
- ◆事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先してエコマーク商品・グリーンマーク商品など再利用商品・省資源商品を購入します。

<施策>

- ◇「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」、「米子市グリーン購入調達方針」に基づくごみの減量や再利用商品・資源化商品の購入の推進
- ◇市の取り組みを市民・事業者に広報

3 リサイクル(再資源化)の推進

① 分別排出の徹底

<施策の方向性>

- ◆廃棄されたごみの中には、リサイクル対象品目がまだ含まれていますので、市民、事業者に対して、古紙類等のさらなる分別排出の徹底と協力を呼びかけていきます。
- ◆自治会、リサイクル推進員等と連携して、ごみの分別・出し方ルール の指導・啓発を徹底することとします。
- ◆必要に応じて、ごみの組成調査を実施し、分別排出の達成状況を評価していきます。

<施策>

- ◇市民、事業者への分別排出の徹底の周知
- ◇「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ホームページによる分別ルールの周知
- ◇外国語版の「ごみ分別収集カレンダー」の整備
- ◇自治会等へのごみ分別説明会による分別ルールの周知
- ◇自治会、リサイクル推進員等と連携した地域における分別指導、啓発の推進
- ◇集合住宅管理者への働きかけによる入居者の分別排出徹底
- ◇転入者への「ごみ分別収集カレンダー」配布等によるごみの出し方の周知
- ◇ごみ組成調査による分別排出達成度の評価

② リサイクル事業の継続

<施策の方向性>

- ◆分別収集と資源ごみのリサイクルを今後も継続することとします。
- ◆分別収集品目の拡大は、資源化手法を検討して再生利用の効果と新たな分別収集の実施に伴う財政負担などを考慮した上で、実施について検討していきます。
- ◆市主催の「環境フェア」を活用して、ごみの減量化・リサイクルの意識啓発を図っていきます。
- ◆「資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度」により自治会、子ども会、PTA等の集団回収の支援に努めていきます。

<施策>

- ◇分別収集及び資源ごみのリサイクルの継続
- ◇環境フェアの活用による意識啓発
- ◇資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度による集団回収の支援

③ 多様なリサイクルルート確保

<施策の方向性>

- ◆家庭の不用品を売却できるフリーマーケット等の情報を発信することとします。
- ◆事業者の協力を得ながら店頭回収制度の拡充を図っていくとともに、回収拠点としての公共施設の活用の検討など、資源物の回収場所と回収機会の拡充に努めることとします。

<施策>

- ◇リサイクルショップやフリーマーケット等の情報発信
- ◇店頭回収の拡充
- ◇公共施設などでの拠点回収の検討

④ 事業系ごみの資源化の促進

<施策の方向性>

- ◆事業所から発生する古紙、食品残さ、木くず等を資源化する民間業者の情報を提供して、活用を働きかけます。
- ◆事業系ごみのうち大きな割合を占める紙類の資源化を促進するため、事業者による分別の徹底を図ります。

<施策>

- ◇資源ごみの資源化業者の情報を提供
- ◇紙類の資源化拡大

⑤ 溶融スラグの資源化の促進

<施策の方向性>

- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグについては、本市の公共工事に活用してリサイクルの推進に努めます。

<施策>

- ◇溶融スラグの公共工事等による利用の推進

⑥ 各種リサイクル法の情報提供

<施策の方向性>

- ◆家電リサイクル法の対象となっているテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及び家庭系使用済みパソコンなどのリサイクルの促進のため、リサイクル方法の周知を図ります。また、法律改正等の内容を市民・事業者に対して適切に情報提供していきます。

<施策>

- ◇家電リサイクル品対象品、パソコンのリサイクル方法の周知
- ◇法律改正等についての適切な情報提供

第6節 収集・運搬計画

1 収集・運搬の基本方針

- (1) ごみの収集運搬については、効率的・効果的な収集運搬体制を継続します。
- (2) 家庭系ごみについては、委託業者により収集を行い、事業系ごみについては、許可業者により収集を行っていきます。
- (3) 家庭系ごみの収集方法については、可燃ごみと古紙類で一部残っている戸別収集について、ステーション収集方式に統一を図っていきます。
- (4) 高齢者世帯の増加など社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を検討していきます。
- (5) 収集・運搬の実施に当たっては、処理施設周辺住民の安全確保と収集・運搬車両による環境影響に十分配慮することとします。
- (6) 収集作業の安全性の確保に努めていきます。

2 分別・収集計画

(1) 家庭系ごみの分別区分と収集方法

<施策の方向性>

- ◆家庭系ごみの分別区分と収集方法は、現行の方法(表2-2-16)を基本とし、必要に応じて分別区分の見直しを検討することとします。

表2-2-16 分別区分と収集方法

分別区分		収集回数	収集方式	実施形態
可燃ごみ		週2回	ステーション収集・一部戸別収集	委託業者
不燃ごみ		月2回	ステーション収集	
不燃性粗大ごみ		月2回	ステーション収集	
資源物	白色発泡スチロール・トレー	月2、3回 ^{※1}	ステーション収集	
	缶・ビン類	月2、3回 ^{※1}	ステーション収集	
	ペットボトル	月2回	ステーション収集	
	牛乳パック	月2回	ステーション収集	
	再利用ビン	月1回	ステーション収集	
	古紙類	新聞・チラシ 本・雑誌 ダンボール・紙箱	月2回	
有害ごみ	乾電池	年4回	ステーション収集	
	蛍光管・水銀体温計			

※1 淀江町区域については月2回

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物）

<施策の方向性>

◆事業系一般廃棄物については、現行のとおり、事業者自らの責任において次の方法により、処理を行うこととします。

- ・一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
- ・米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

3 許可業者(一般廃棄物収集運搬業許可業者)

<施策の方向性>

◆一般廃棄物収集運搬業許可業者については、ごみの量に応じ、健全な事業継続ができる許可業者数、許可車両数とすることとします。

一般廃棄物収集運搬業（塵芥）の許可業者数（平成23年3月末時点）

項目		備考
許可業者数	29業者	収集運搬できる廃棄物を限定している4業者を含む
許可車両台数	145台	
許可車両積載量	392t	

4 ステーション収集への統一

<施策の方向性>

- ◆高齢者や障がい者のごみ出しやごみ置場用地の確保が難しい地域は、近くに持ち出せるように、地域の実情に応じてステーションの設置数を増やす等の対策を自治会に提示して、ステーション化を進めていきます。
- ◆高齢者世帯が増加している現状から、高齢化社会を踏まえたステーション化を検討していきます。

<施策>

- ◇ステーションの設置場所案の提示
- ◇自治会長への問題点の聞き取り調査の実施
- ◇ステーション化説明会の開催
- ◇高齢化社会を踏まえたステーション化の検討

5 高齢者等の支援・市民サービスの向上

<施策の方向性>

- ◆高齢者や障がい者などの世帯でごみ出しが困難な場合は、介護や福祉の関係機関とも連携を図りながら、ごみ出し支援策を検討していきます。
- ◆可燃物と不燃物の混合ごみや分解が困難なごみ、処理困難物として市では収集しないごみ等の家庭での分別や処理が難しいごみについて、特別収集、拠点回収等を検討していきます。

<施策>

- ◇福祉施策としての高齢者等のごみ出し困難世帯に対する戸別収集の実施
- ◇分解が困難なごみ等の特別収集の検討

第7節 中間処理計画

1 中間処理の基本方針

- (1) 排出抑制及び減量化・資源化により処理量を極力削減した後のごみについては、米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ及びエコスラグセンター並びに民間事業者（委託業者、一般廃棄物処理業許可業者）の処理施設で処理することとします。
- (2) 米子市クリーンセンターの運営管理にあたっては、公害防止と周辺環境の保全に努めるとともに、処理物のリサイクルとエネルギー回収によるごみの有効活用に努め、安全で効率的かつ安定した運営管理に取り組み、最終処分量の削減を図ることとします。

2 中間処理計画

- (1) 可燃ごみ
米子市クリーンセンターにおいて、焼却処理し、安定化、資源化することとします。また、焼却処理後の灰は、発電した電気を利用し、熔融スラグ化することとします。
- (2) 不燃・不燃粗大ごみ、資源ごみ
リサイクルプラザにおいて、破碎・選別・梱包などの処理により、再生利用及び適正処理を行うこととします。
- (3) 有害ごみ、白色発泡スチロール・トレイ、食品残渣・木くず等
 - ①有害ごみ、白色発泡スチロール・トレイは、民間事業者処理委託し、資源化、適正処理を図ることとします。
 - ②食品残渣、木くずは、リサイクル先が確保されている民間事業者（許可業者等）で処理ができることとします。
また、必要により、民間事業者（許可業者等）で処理ができるごみの区分について検討することとします。

<中間処理のフロー>

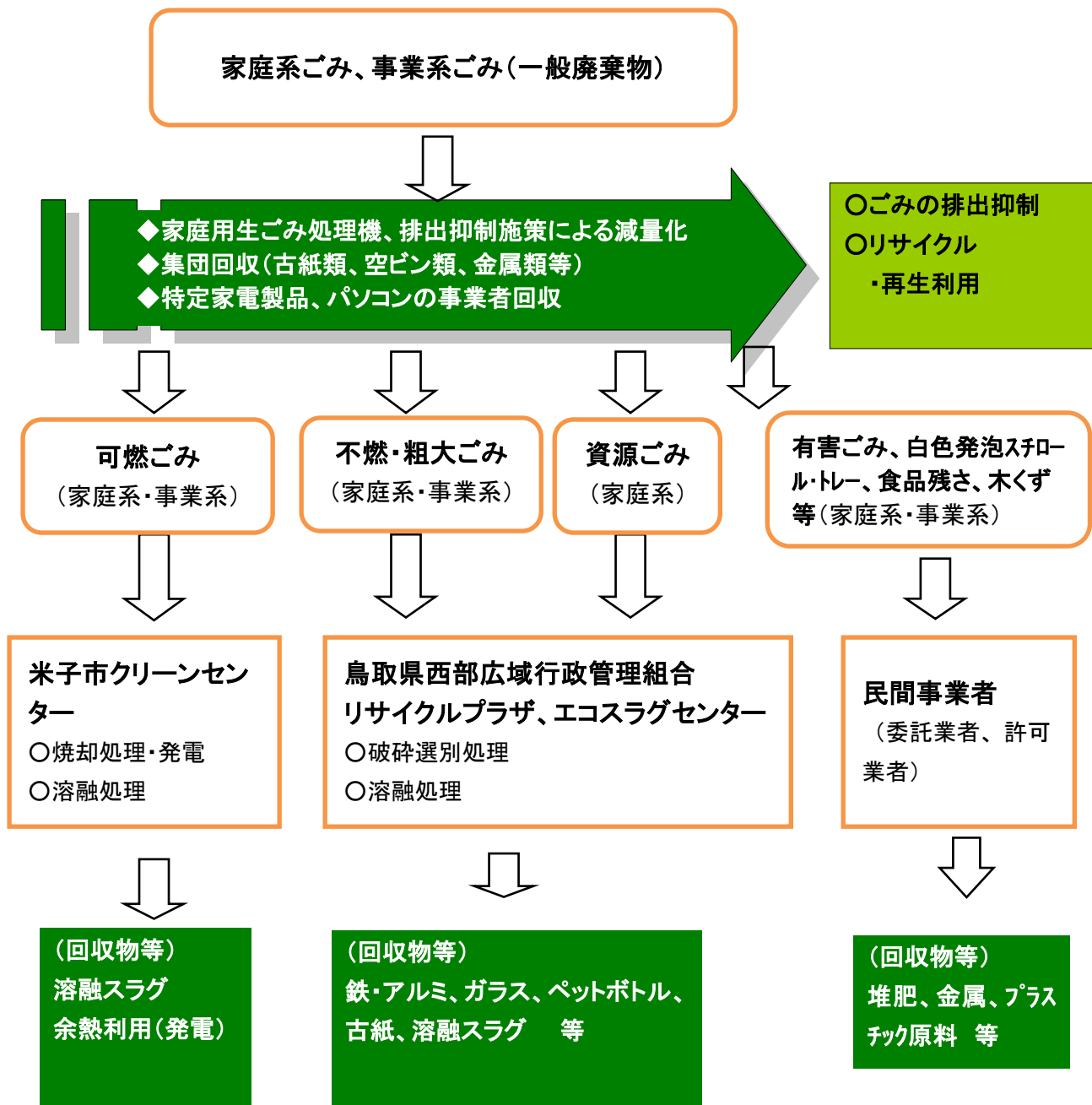


図 2 - 2 - 1 4 中間処理フロー

3 中間処理施設の運営管理

安全で効率的かつ安定した中間処理施設の運営管理に努めることとし、他市の事例等も参考に、より効率的で適正な運営管理方法について検討することとします。

(1) 米子市クリーンセンター

＜現状と課題＞

- ◆米子市クリーンセンターは、平成14年4月から稼働しましたが、年数の経過に伴う施設の保守、修繕に係る費用が増加しており、今後、ライフサイクルコストの低減を図り施設の機能を効率的に維持するために、「長寿命化計画」を策定しています。
- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグについては、有効利用を図るため平成21年3月に完成した溶融スラグストックヤードで一時保管し、安全確認試験により適合したものを利用業者に売却して、路盤材として再生利用しています。

＜今後の方針と施策＞

- ◆施設を長期間安定的かつ効率的に運転するとともに、二酸化炭素の排出量の削減を行うためには、適切な時期に基幹的設備の更新・改良を実施することが必要です。国の循環型社会形成推進交付金を活用して、平成23年度に策定する「長寿命化計画」に基づいて計画的に基幹的設備改良事業を実施し、効率的な維持管理に努め、運転コストの低減と二酸化炭素の排出量の削減を目指します。
- ◆米子市クリーンセンターで発生する溶融スラグは、溶融スラグストックヤードで一時保管し、安全確認試験により適合したものを売却して路盤材に再生利用するなど積極的な活用に努め、最終処分量の削減を図ります。
- ◆運転管理については、法令等に基づく基準を遵守し、適正な維持管理を行うとともに、周辺環境についても定期的にモニタリングを実施して測定結果を公表するなど、安全・安心な適正処理を行います。
- ◆平成28年度以降における鳥取県西部圏域内の可燃ごみ処理計画（案）が関係市町村等で検討されましたので、米子市クリーンセンターの活用について、鳥取県西部広域行政管理組合と共に地元自治会と引き続き協議を進めます。

第2部 ごみ処理基本計画

<処理計画>

平成27年度までの処理計画

米子市クリーンセンターで可燃ごみの処理を行う市町村	米子市、日吉津村、大山町の一部（※平成23年度から27年度まで大山町中山清掃センター処理相当分を暫定搬入）
---------------------------	---

(2) リサイクルプラザ

<現状と課題>

リサイクルプラザは、境港市を除く西部圏域内から発生する不燃ごみ及び資源ごみを破碎・選別等により資源回収する施設であり、鳥取県西部広域行政管理組合により建設されました。

リサイクルプラザへの近年のごみの搬入量は、各構成市町村の有料化、分別排出の徹底等により、減少傾向となっています。平成9年4月の供用開始から14年余を経過しているため、内部の機械設備等の老朽化が見られ、主要機器の基幹改修の必要があります。

<今後の方針と施策>

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、より効率的で適正な運営管理がなされるよう働きかけます。

(3) エコスラグセンター

<現状と課題>

エコスラグセンターは、鳥取県西部広域行政管理組合が建設したもので、西部圏域内から発生する不燃物残さ、焼却灰（米子市クリーンセンターから発生する焼却灰を除く。）、し尿汚泥焼却灰を溶融処理してスラグ化する施設であり、最終処分場に埋め立てる廃棄物の減容化、無害化等だけでなく、廃棄物のリサイクルにも寄与しています。

本施設は供用開始から8年目を迎え、溶融炉本体及び各機器の経年劣化が進行している状況であり、毎年の補修経費の抑制が課題となっています。

<今後の方針と施策>

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、より効率的で適正な運営管理がなされるよう働きかけます。

4 施設整備計画について

今後のごみ処理の動向を見定めながら、各施設の整備方針について検討を行います。

5 一般廃棄物処理業の許可事務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理業の許可事務の適正な執行を図ることとします。

第8節 最終処分計画

1 最終処分の基本方針

最終処分は、鳥取県西部広域行政管理組合が委託をしている民間の最終処分場において、埋立処理を行っています。

最終処分について、鳥取県西部広域行政管理組合に次のとおり働きかけることとします。

- (1) 中間処理後の残渣の適正処分
- (2) 公害防止と周辺環境の保全
- (3) 最終処分場及び関連施設の適正管理
- (4) 次期最終処分場の確保の検討

2 最終処分計画

(1) 最終処分のフロー

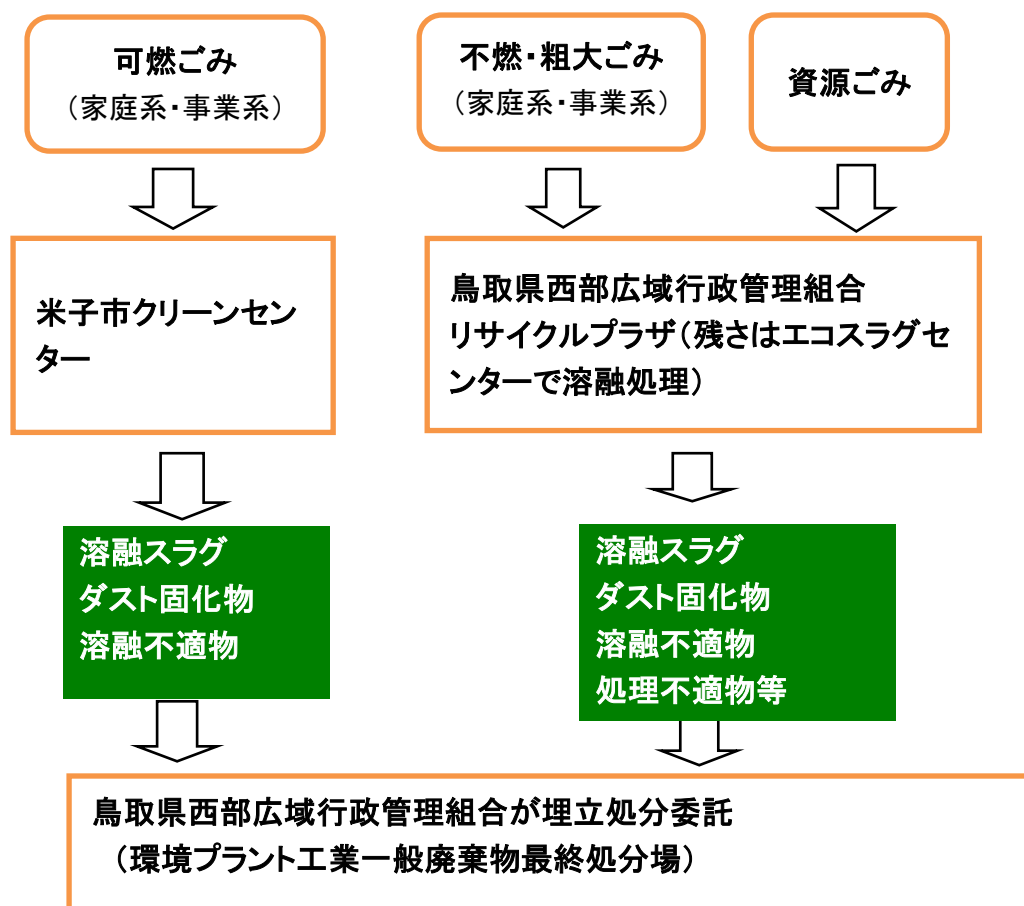


図 2 - 2 - 1 5 最終処分フロー

3 最終処分場の管理運営

<現状と課題>

- 平成5年の建設から17年が経過して、老朽化が進んでいるため、排水処理設備の基幹改良等が必要となることを見込まれます。

<今後の方針と施策>

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、最終処分場及び浸出水処理施設等の関連施設の適正管理を働きかけます。

4 最終処分場整備に関する計画

<現状と課題>

- 平成5年に建設した当初は最終処分場の埋立て期間を15年と計画していましたが、各市町村のごみ減量化や鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ及びエコスラグセンターによる埋立物の再資源化、減容化により、埋立完了予定年度を平成34年度と見込んでいます。
- 最終処分場の埋立完了に伴う次期最終処分場の確保が大きな課題となっています。

<今後の方針と施策>

鳥取県西部広域行政管理組合に対し、最終処分場の耐用年数を見極めながら新たな処分場の確保の検討を働きかけることとします。

第9節 その他の計画

1 環境美化活動の促進

① 環境美化活動の促進

<施策の方向性>

- ◆清潔で快適な都市づくりを推進するため、市民・事業者により現在行われている自主的な清掃活動が継続され、その輪が広がるように支援を行って、環境美化活動を促進することとします。

<施策>

- ◇市内一斉清掃や地域での清掃活動などの地域における実践活動の促進
- ◇市民、事業所、団体が実施する道路・海岸等公共の場所のボランティア清掃の支援
- ◇「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいたごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発
- ◇環境美化団体などの環境保全団体への支援
- ◇行政・市民団体・ボランティア組織・事業者などとの連携強化
- ◇「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」などの周辺自治体との環境保全活動

2 不法投棄・ポイ捨ての防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに、巡回パトロールの実施など監視・通報・処理体制及び関係機関との協力体制の強化を図ることとします。

① 市民・事業者への啓発

<施策の方向性>

- ◆市民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発を図ることとします。

② 監視・通報・処理体制の強化

<施策の方向性>

- ◆不法投棄やポイ捨てが多いところを中心に、巡回パトロールを引き続き実施することとします。また、啓発看板等を設置して、不法投棄やポイ捨てがさ

れにくい環境づくりに努めます。

- ◆自治会、地区環境をよくする会、不法投棄監視員等との連携により、不法投棄の監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄を防止する効果的な施策の実施について検討することとします。
- ◆米子警察署、県（西部総合事務所）等関係機関との協力体制を強化します。
- ◆不法投棄を発見した場合、原因者を究明して原状回復を指導するとともに、米子警察署と協力して対処することとします。

<施策>

- ◇監視パトロールの実施と啓発看板等の設置
- ◇不法投棄物への不法投棄警告シールの貼付（3種類のシールを状況に応じて効果的に使用）による再発防止
- ◇不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置
- ◇不法投棄常習地点に監視カメラを設置
- ◇広報紙、ホームページ、「よなごみ通信」等による不法投棄防止の啓発

3 海岸漂着ごみの処理

平成21年7月の海岸漂着物処理推進法の施行により、海岸管理者の処理責任が明確化され、海岸管理者（国、県等）は海岸漂着物等（海岸漂着ごみ、流木、海岸に散乱しているごみ等）の処理のため必要な措置を講じなければならないと定められました。

<施策の方向性>

- ◆注射針、薬品ビン、ポリタンク等の危険物が漂着した際は、必要に応じ、海岸管理者に協力して、監視パトロールの実施、漂着物の回収等、海岸の安全の確保、環境の保全が図られるように努めます。
- ◆住民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃の支援を行います。

<施策>

- ◇住民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃の支援
- ◇注射針、薬品ビン、ポリタンク等の危険物が漂着した際の監視パトロール等の実施

4 災害対策

災害発生時においては、「米子市地域防災計画」に定めた清掃計画に基づいて、災害時に発生するごみ（がれき、生活ごみ等）の適正な処理を行います。また、県、鳥取県西部広域行政管理組合、周辺市町村、関係団体との協力体制の整備を図ります。

5 新型インフルエンザ対策

ごみの処理は、市民生活を維持するために必要不可欠な公共サービスの一つであり、新型インフルエンザの発生、流行時にあっても、着実に実施、継続することが求められます。

事業継続にあたっては、「新型インフルエンザ対応事業継続マニュアル」（平成22年2月策定）に基づいて、市の職員、収集運搬業務委託業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者の従業員等への感染防止に努めるとともに、事業継続に必要な人員・物資を確保し、収集体制の維持を図ります。

第10節 計画の周知・進行管理

1 計画の周知

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・行政それぞれが、自らの役割を十分に認識し、積極的な取り組みを行っていくことが不可欠です。そのため、計画の内容を市の広報、ホームページ等により、広く市民や事業者、関係団体等に対して周知します。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、ごみ減量化等の目標値を達成していくためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

<施策>

◇情報の見える化

計画の進捗状況、ごみの量や資源化の状況、ごみ処理経費や有料化によるごみ処理手数料の使い道などについて、ホームページや広報誌、ごみ情報誌「よなごみ通信」などを通じて、分かりやすい形で公表し、情報の見える化に努めていきます。

◇米子市廃棄物減量等推進審議会への報告

計画の進捗状況、目標の達成状況等について、米子市廃棄物減量等推進審議会に報告し、同審議会からの意見を踏まえ、必要な見直しを行います。

◇廃棄物会計、一般廃棄物処理システムの指針の活用

環境省が平成19年6月に策定した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考に、環境負荷面、経済面から客観的な評価を行って、一般廃棄物処理システムの改善を図ることを検討していきます。

3 計画の見直し

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、目標年度を平成27年度と設定していますが、循環型社会の構築に向けた法体系の変更や国・県の動き、本市の廃棄物行政を取り巻く状況の変化等に応じて計画を見直すこととします。